

第4次おおいた男女共同参画プラン

平成28年3月

大 分 県

はじめに

男女共同参画社会の実現をめざして



男女共同参画社会基本法では、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付けています。

本県では、平成13年（2001年）に「おおいた男女共同参画プラン」を策定して以来、男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発や環境整備などの各種施策を積極的に実施してきました。平成26年度に実施した県民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合は52.1%となり、調査を開始した昭和62年以降、初めて5割を超えましたが、一方で、「同感する」という人の割合も約1割を占めており、意識改革もまだ十分とは言えません。

また、全国的かつ本格的な人口減少が進む中、平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立したところであり、女性が活躍できる環境を整えていく必要もあります。

そこで、これまでの施策の評価と社会情勢の変化を踏まえ、さらに総合的かつ計画的に取組を推進していくため、このたび「第4次おおいた男女共同参画プラン」を策定しました。

このプランでは、「固定的な性別役割分担意識のない、男女平等の大分県」、「男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が暮らせる大分県」、「男女が個性と能力を発揮できる、多様性と活力に富んだ大分県」をめざす姿として掲げ、性別にかかわらず誰もが平等に尊重され、自らの存在に誇りを持ち、心豊かな人生を送ることができる男女共同参画社会の実現を目指すこととしています。

プランを着実に推進するためには、県はもとより、市町村、企業、地域団体、NPO等がそれぞれの立場で主体的かつ継続的に取り組んでいくとともに、互いに連携・協働を図りながら、全県的な広がりを持った取組としていくことが重要であり、引き続き、県民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、この計画の策定にあたり、熱心に議論いただきました大分県男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提言をいただきました県民の皆様から御礼申し上げます。

平成28年3月

大分県知事 広瀬 勝貞

目次

計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の性格・位置づけ	
3 計画の期間	
1 総論編	
第1章 社会情勢の変化	2
(1) 国の動き	
(2) 県の動き	
(3) 人口等の変化	
第2章 前計画の評価	7
(1) 指標及び目標値の達成状況	
(2) 平成26年度県民意識調査の結果	
第3章 計画の基本的な考え方	13
(1) 基本理念	
(2) めざす姿	
(3) 総合目標及び基本目標	
(4) 計画の体系	
2 各論編	
基本目標Ⅰ 男女共同参画に向けた意識改革	19
重点目標1 男女の平等と人権を守る環境づくり	
重点目標2 男女共同参画の視点に立った意識改革と社会制度・慣行の見直し	
重点目標3 男性の家事・育児・介護等への参画促進	
重点目標4 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	
基本目標Ⅱ 男女が安心できる生活の確保	30
重点目標1 生涯を通じた健康支援	
重点目標2 ドメスティック・バイオレンス（DV）、性犯罪等の被害者の支援	
重点目標3 女性に対する暴力の予防啓発	
基本目標Ⅲ 女性の活躍の推進	40
重点目標1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	
重点目標2 雇用等の分野における男女共同参画の推進	
重点目標3 ワーク・ライフ・バランスの推進	
重点目標4 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進	
重点目標5 男女が共に支える地域づくりの推進	
3 推進体制	57
4 女性活躍推進法に基づく都道府県推進計画	59
5 資料編	61

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会の実現は、我が国の社会を決定する最重要課題と位置づけられていますが、現実には多くの課題が残っています。

本県では、平成 13 年（2001 年）に「おおいた男女共同参画プラン」を策定、その後、社会経済情勢が変化してきたことから、平成 18 年（2006 年）に「おおいた男女共同参画プラン（改訂版）」を策定、平成 23 年（2011 年）には前計画である「第 3 次おおいた男女共同参画プラン」を策定し、「固定的な性別役割分担意識」の解消や男女共同参画社会実現のための環境整備に取り組んできました。

さらなる取組を推進するため、「第 4 次おおいた男女共同参画プラン」を策定するものです。

2 計画の性格・位置づけ

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第 14 条及び「大分県男女共同参画推進条例」第 9 条に基づく本県の男女共同参画社会の形成を図るための基本的な計画です。
- (2) 平成 23 年（2011 年）に策定した「第 3 次おおいた男女共同参画プラン」を踏まえ、これまでの成果と新たな課題を踏まえた計画です。
- (3) 「大分県長期総合計画」の部門計画として、その目標の実現を男女共同参画の面から具体化するとともに、県の関連する各種計画との整合性を図っています。
- (4) 市町村、地域団体、NPO 等各種団体、企業や県民がそれぞれの立場から男女共同参画を推進するための指針となる計画です。
- (5) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第 6 条に基づく「都道府県推進計画」として策定するものです。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成 28 年度（2016 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの 5 年間とします。

ただし、計画期間内であっても、社会情勢の変化や男女共同参画に関する状況の変化等に応じて、必要と認められるときは計画の見直しを行うこととします。

1 総論編

第1章 社会情勢の変化

(1) 国の動き

我が国の男女平等の実現に向けた取組は、日本国憲法にその理念が明記されたことが大きな契機となり、戦後の国際社会における取組とも連動しながら、着実に進められてきました。昭和47年「勤労婦人福祉法」制定（後の「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」）、昭和60年の女子差別撤廃条約の批准を経て、平成11年には、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として「男女共同参画社会基本法」（平成11年法律第78号。以下「基本法」という。）が制定されました。

基本法では、男女共同参画社会の形成を、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」と定義しており、基本理念の一つとして男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、政策・方針の立案・決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として行われなければならないとしています。

平成25年に国が示した「日本再興戦略」や「女性活躍加速のための重点方針2015」（平成27年）の中核に「女性の活躍推進」が盛り込まれ、平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）が制定されました。女性活躍推進法では、男女がともに、多様な生き方、働き方を実現でき、ゆとりがある豊かで活力あふれる、生産性が高く持続可能な社会の実現を図ることを目指しています。また、これまで事業主の自主的取組に委ねられてきた基本法の「積極的改善措置」や、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。）における「ポジティブ・アクション」を大企業等に義務付けることにより、男女の実質的な機会均等を目指しています。

(2) 県の動き

本県においては平成13年に「おおいた男女共同参画プラン」を策定し、平成14年には大分県男女共同参画推進条例が制定されました。以後、「おおいた男女共同参画プラン」は2度の改定(平成18年、平成23年)を実施しています。また、平成15年に男女共同参画に関する拠点施設として「大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）」を開設し、平成22年には男女共同参画に関する相談・啓発と総合企画業務を一元化し、機能強化を図るため、「県民生活・男女共同参画課」を「大分県消費生活・男女共同参画プラザ」に移転統合し、推進体制の整備を図りました。

県では、平成27年8月に経済団体と連携して「女性が輝くおおいた推進会議」を設置し、女性が働きやすい職場づくり、制度の導入、管理職への登用などを目標とした女性活躍推進宣言に取り組んでもらうよう働きかけています。

また、平成27年度を開始年度とする大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」においては、「女性の活躍推進と男女共同参画社会の構築」を掲げており、男女共同参画社会実現のため、女性の活躍という観点からの取組が焦点化されました。

「第4次おおいた男女共同参画プラン」の策定にあたっては、以上の法制度等の動きを勘案します。

【 主な動き 】

年	大分県	国	世界(国連)
1975年 昭和50年		婦人問題企画推進本部設置	国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択
1976年 昭和51年			国連婦人の10年(昭和60年まで。目標:平等、発展、平和)
1977年 昭和52年		「国内行動計画」策定	
1978年 昭和53年	青少年婦人室設置 大分県婦人行政企画推進会議(副知事を長とする庁内組織)設置 大分県婦人問題懇話会(知事の私的諮問機関)設置 「婦人の実態調査」実施		
1979年 昭和54年			国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択
1980年 昭和55年	「婦人の明日をひらく - 県内行動計画」策定 青少年婦人室から青少年婦人課へ改組		「国連婦人の10年」中間年世界会議(コペンハーゲン)「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択
1983年 昭和58年	懇話会が「いま問われている父親の役割」を提言		
1985年 昭和60年		「国籍法」改正 「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准	「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択
1986年 昭和61年	懇話会が「政策・方針決定の場への女性の参加促進」を提言	婦人問題企画推進有識者会議開催	
1987年 昭和62年	「家庭生活に関する実態調査」実施	「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
1988年 昭和63年	「社会生活に関する実態調査」実施		
1989年 平成元年	「若い世代に関する実態調査」実施		
1990年 平成2年	青少年婦人課から女性青少年課へ名称変更 大分県婦人問題懇話会から大分県女性に関する懇話会へ名称変更		「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択
1991年 平成3年	「おおいた女性プラン21」策定	「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)」策定 「育児休業法」公布	
1993年 平成5年	懇話会が「安心して子どもを産み育てられる環境づくりに向けて」を提言		国連世界人権会議「ウィーン宣言」
1994年 平成6年		男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置(政令) 男女共同参画推進本部設置	国際人口開発会議(カイロ)
1995年 平成7年	懇話会が「いきいきとした地域社会構築のための女性の役割」を提言 「男女の生活と意識に関する実態調査」実施	「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化)	第4回世界女性会議(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択
1996年 平成8年		「男女共同参画ビジョン」答申 「男女共同参画2000年プラン」策定	

年	大分県	国	世界(国連)
1997年 平成9年	懇話会が「男女共同参画 身近なところからのアクションプログラム」を提言	男女共同参画審議会設置(法律) 「男女雇用機会均等法」改正	
1999年 平成11年	懇話会が「男女共同参画社会が男性に期待するもの」を提言 大分県女性に関する懇話会から大分県男女共同参画懇話会へ名称変更 「男女共同参画社会づくりのための意識調査」実施	「男女共同参画社会基本法」公布、施行 「児童買春・児童ポルノ禁止法」公布、施行	
2000年 平成12年		「男女共同参画基本計画」閣議決定(H12.12月) 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行	国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)
2001年 平成13年	「おおいた男女共同参画プラン」策定 大分県男女共同参画推進本部設置(知事本部長)	男女共同参画局設置 男女共同参画会議設置 「DV防止法」公布・施行 「育児・介護休業法」改正	
2002年 平成14年	「大分県男女共同参画推進条例」公布・施行 大分県男女共同参画審議会設置 女性青少年課から青少年・男女共同参画課へ改組		
2003年 平成15年	大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)開設	「次世代育成支援対策推進法」公布、施行	
2004年 平成16年	青少年・男女共同参画課から県民生活・男女共同参画課へ改組 「男女共同参画社会づくりのための意識調査」実施	「DV防止法」改正 (12月2日施行:①配偶者からの暴力の定義が身体的暴力に限定されていたものから言葉や態度などによる精神的暴力も含むこととなった、②元配偶者も保護命令の対象となった、③退去命令の期間が2か月へ)	
2005年 平成17年	「大分県 DV 対策基本計画」策定	「第2次男女共同参画基本計画」閣議決定(H17.12月) 「育児・介護休業法」改正	「北京+10」、ジェンダーと開発(GAD)イニシアティブ
2006年 平成18年	「おおいた男女共同参画プラン(改訂版)」策定	「男女雇用機会均等法」改正	第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合「東京閣僚共同コミュニケ」
2007年 平成19年		「男女雇用機会均等法」施行(セクハラ防止に配慮する義務が「セクハラ防止措置をとる義務」へと強化) 「DV防止法」改正(平成20年1月施行、電話等を禁止する保護命令(①面会の要求②行動の監視に関する事項を告げること等③著しく粗野・乱暴な言動④無言電話、連続しての電話・ファクシミリ・電子メールほか)) 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	

年	大分県	国	世界(国連)
2009年 平成21年	「大分県 DV 対策基本計画(改定版)」策定 アイネスを配偶者暴力相談支援センターに指定(8月3日) 「男女共同参画社会づくりのための意識調査」実施	「育児・介護休業法」改正	(第6回報告に対する)女子差別撤廃委員会からの最終見解
2010年 平成22年	県民生活・男女共同参画課をアイネスに移転・統合	「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定(H22.12月)	
2011年 平成23年	「第3次おおいた男女共同参画プラン」策定	「障害者虐待防止法」成立(H24.10月施行) 「第2次犯罪被害者等基本計画」(平成23年3月25日閣議決定)	
2012年 平成24年	「第3次大分県 DV 対策基本計画」策定	「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」(H25.3月施行)	
2013年 平成25年		「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」(連続して電子メールを送信する行為が規制対象に追加、H25.10月全面施行) 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(教育支援、生活支援、保護者への就労支援、経済的支援等、H26.1月施行) 「障害者差別解消法」(「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」、H28.4月施行) 「第3次障害者基本計画」(H25.9.27閣議決定) 「生活困窮者自立支援法」(自立相談支援、住居確保支援、就労支援ほか、H27.4月施行) 「DV防止法」改正(生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者を対象とする、H26.1月施行)	
2014年 平成26年	「男女共同参画社会づくりのための意識調査」実施	「児童買春・児童ポルノ禁止法」改正(自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノ所持への処罰規定、H26.7月施行) 「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」(私事性的画像記録の提供等により私生活の平穏を侵害する行為への処罰規定、12月全面施行)	女子差別撤廃条約実施状況報告(第7回及び第8回報告)
2015年 平成27年	「女性が輝くおおいた推進会議」設立(H27.8月)	「女性活躍推進法」成立(H27.9月一部施行、H28.4月全面施行) 「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定(H27.12月)	「北京+20」
2016年 平成28年	「第4次おおいた男女共同参画プラン」策定 「大分県犯罪被害者等支援推進指針」策定		

(3) 人口等の変化

○ 人口について

我が国は、既に人口減少社会を迎えています。その流れは今後さらに加速することが見込まれ、国立社会保障・人口問題研究所は、2048年（平成60年）には1億人を切り、2060年（平成72年）の人口は8,673万人になると推計しています。

本県においても、1955年（昭和30年）の127万7,199人をピークに減少傾向にあり、2014年（平成26年）では約117万人となっています。

平成26年2月に実施した「大分県中長期県勢シミュレーション」において、現状のままでは2040年（平成52年）の県人口は95.5万人になると推測しています。

年齢区分別人口で比較してみると、年少人口（15歳未満）が1940年（昭和15年）の約36万人に対し、2040年（平成52年）は約10万人と大きく減少する一方で、老年人口（65歳以上）は1940年（昭和15年）の約6万人から、2040年（平成52年）は約35万人と大幅に増加しています。

○ 就業者数・就業率について

本県の総就業者数は、2010年（平成22年）では約53.2万人ですが、2040年（平成52年）には対2010年（平成22年）比で約11万人、約21%の減少となる見込みです。

産業別就業者数は、2010年（平成22年）では第3次産業が約36.3万人と最も多く、全体の68.2%を占めており、第2次産業が約12.9万人で24.3%、第1次産業が約4.0万人で7.5%となっており、2040年（平成52年）には、第3次産業は緩やかに減少し、第2次産業は減少が進み、第1次産業は1万人台まで減少すると推測しています。

就業率（総就業者数÷15歳以上人口）は、2010年（平成22年）の53.2%が2020年（平成32年）に49.8%となり、その後は、ほぼ横ばいで推移し、2040年（平成52年）には49.4%になると見込まれています。

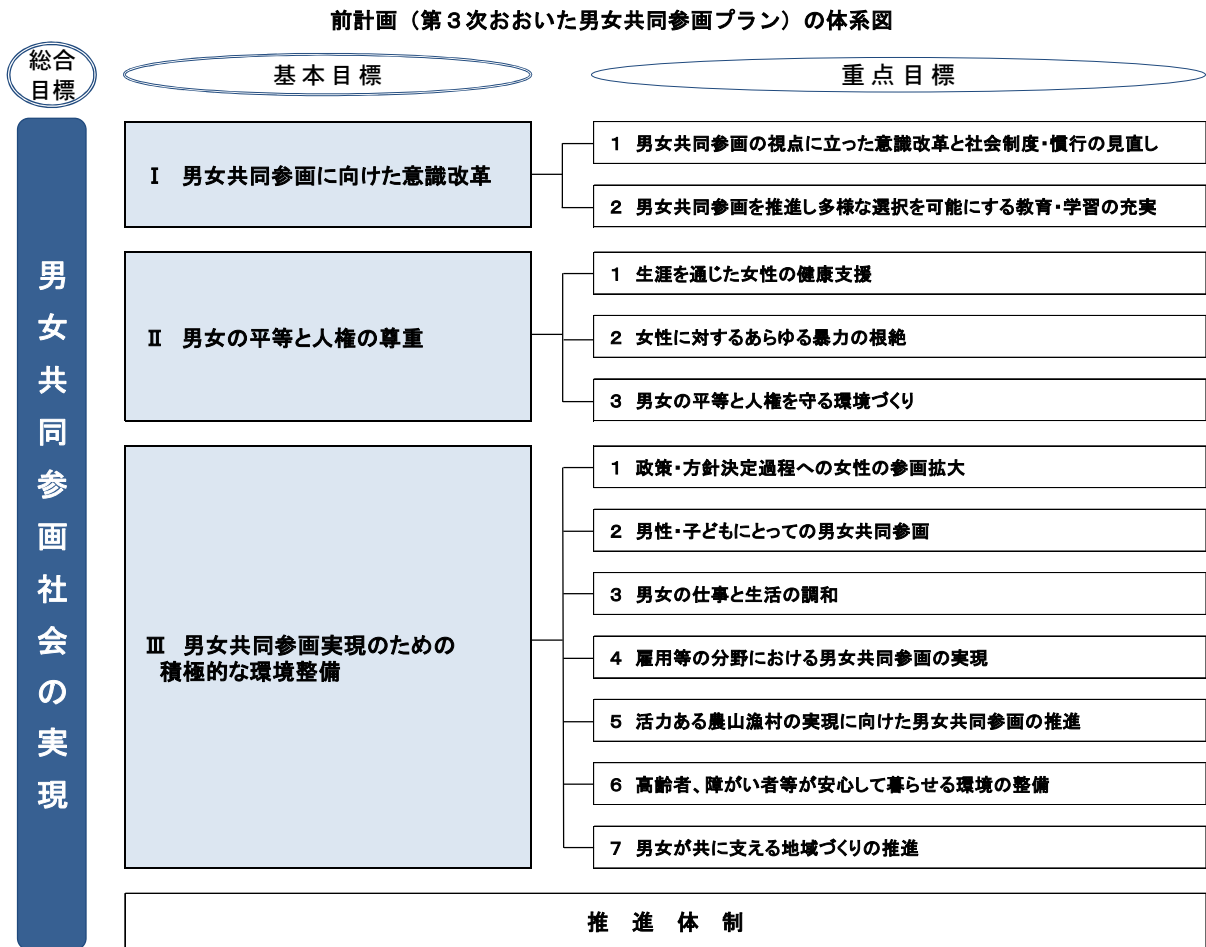
○ 世帯構成について

各世帯の家族構成を類型別に見てみると、夫婦のみの世帯数及び夫婦と子どもから成る世帯数は、2010年（平成22年）をピークとして減少傾向となり、単独世帯数についても2030年（平成42年）まで増加し、その後減少に向かうと推測しています。また、単独世帯と夫婦のみの世帯の合計割合は増加を続け、2040年（平成52年）には約6割を占める見込みです。

(1) 指標及び目標値の達成状況

前計画では、指標として「『男は仕事、女は家庭』という考え方に同意しない人の割合」や「県の審議会等における女性委員の割合」、「放課後児童クラブ設置数」などを施策体系ごとに挙げ、計20項目の目標値を設定し、実施状況の把握に努めてきました。

現時点での達成状況については、平成27年3月末現在で、20項目中6項目について目標を達成しており、達成率は30.0%となっています。《8ページを参照》



(2) 平成26年度県民意識調査の結果 《9～12ページを参照》

平成26年8～9月に実施した県民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識について、「同感しない」人の割合は52.1%となっており、昭和62年以降初めて5割を超えましたが、まだ1割弱の人が「同感する」と答えており、固定的な性別役割分担意識の解消については大きな変化は見られません。

また、「男女共同参画社会の実現に向けて、県（行政）に望むこと」については、「保育・高齢者・病院等の施設や保育・介護のサービスを充実すること」が全体で49.0%と最も高く、「子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」が41.7%、「労働時間の短縮や在宅勤務の普及など男女ともに働き方の見直しを進める」が28.9%の順となっています。

前計画（第3次おおいた男女共同参画プラン） 指標及び目標値 一覧表

基本目標Ⅰ 男女共同参画に向けた意識改革

No.	指 標	計画策定時の数値		直 近 値		目 標 値 (平成27年度)	担当課・室
		年度		年度			
1	「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合	21	45.3%	26	52.1%	65.0%	県民生活・男女共同参画課
2	「男女共同参画」の周知度	21	75.3%	26	65.8%	100.0%	〃
3	学校教育の場において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	21	59.5%	26	61.2%	75.0%	〃

基本目標Ⅱ 男女の平等と人権の尊重

No.	指 標	計画策定時の数値		直 近 値		目 標 値 (平成27年度)	担当課・室
		年度		年度			
4	乳がん検診受診率	21	7.0%	25	27.9%	50.0%	健康対策課
5	薬物乱用防止教室を実施している小・中・高等学校の割合	21	43.5%	26	67.8%	50.0%	薬務室 体育保健課
6	DV被害を何度も受けた人のうち相談した人の割合	21	28.5%	26	37.7%	50.0%	県民生活・男女共同参画課
7	社会全体において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	21	14.4%	26	14.4%	30.0%	〃

基本目標Ⅲ 男女共同参画実現のための積極的な環境整備

No.	指 標	計画策定時の数値		直 近 値		目 標 値 (平成27年度)	担当課・室
		年度		年度			
8	女性委員の割合が40%以上の県の審議会等の割合	21	42.6%	26	53.0%	50.0%	県民生活・男女共同参画課
9	雇用者のうち管理的職業従事者に占める女性の割合	17	4.8%	22	5.8%	7.0%	〃
10	P T Aに父親部会がある小・中学校の割合	21	38.7%	26	47.9%	60.0%	社会教育課
11	放課後児童クラブ設置数	21	233 クラブ	26	275 クラブ (H26.5.1)	273 クラブ	こども子育て支援課
12	「希望した時期や時間に保育サービスを利用できる」と答えた人の割合（就学前児童を持つ親）	21	68.9%	26	64.5%	100.0% (平成26年度)	〃
13	次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業数（累計）	21	1 社	26	18 社	10 社 (平成26年度)	労政福祉課
14	30～34歳女性の就業率	19	64.0%	24	68.9%	72.4%	県民生活・男女共同参画課 こども子育て支援課 労政福祉課
15	複数の女性役員がいる農業協同組合の割合	21	12.5%	26	100%	100.0%	団体指導・金融課
16	認定農業者における家族経営協定締結割合	21	26.0%	26	26.5%	36.0%	農山漁村・担い手支援課
17	小地域ネットワーク組織構築自治会数	21	1,946 団体	26	2,703 団体	2,300 団体	地域福祉推進室
18	女性消防団員の割合	21	1.0%	26	1.4%	3.0%	消防保安室

推進体制

No.	指 標	計画策定時の数値		直 近 値		目 標 値 (平成27年度)	担当課・室
		年度		年度			
19	男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課等を設置している市町村の割合	21	11.1%	26	11.1%	33.0%	県民生活・男女共同参画課
20	「男女共同参画」を活動分野としているNPO法人の割合	21	7.4%	26	12.6%	15.0%	〃

平成 26 年度 男女共同参画社会づくりのための意識調査

県では、社会経済情勢の急激な変化や個人の生き方が多様化している中、男女共同参画についての県民の意識や実態を把握し、今後の男女共同参画行政を充実させていくための基礎資料とするため、県民意識調査を実施しました。

1 調査概要

- (1) 調査対象：県内に居住する 20 歳以上の男女 3,000 人
- (2) 調査期間：平成 26 年 8 月 11 日～平成 26 年 9 月 1 日
- (3) 回収状況：有効回収数 1,289 人（有効回収率 43.0%）
女性 755 人、男性 503 人、性別不明 31 人
- (4) 調査方法：郵送による配布・回収

2 調査内容

男女の意識、就労、仕事と生活の調和、地域、ドメスティック・バイオレンス（DV）などに対する質問を行っています。

3 調査結果

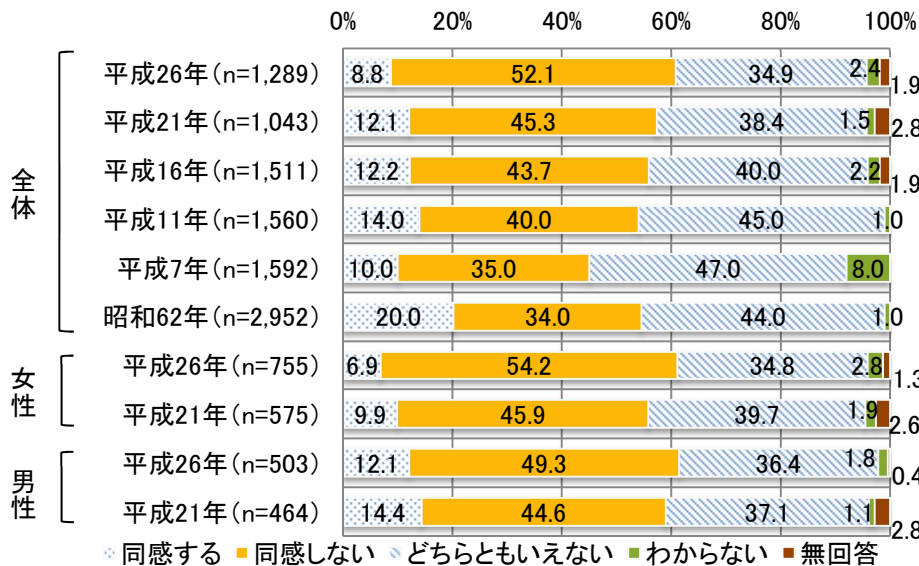
ここではいくつかの調査結果をご紹介します。

(1) 男女共同参画の意識について

「男は仕事、女は家庭」という考え方（固定的な性別役割分担意識）に「同感しない」人は、約 5 割。

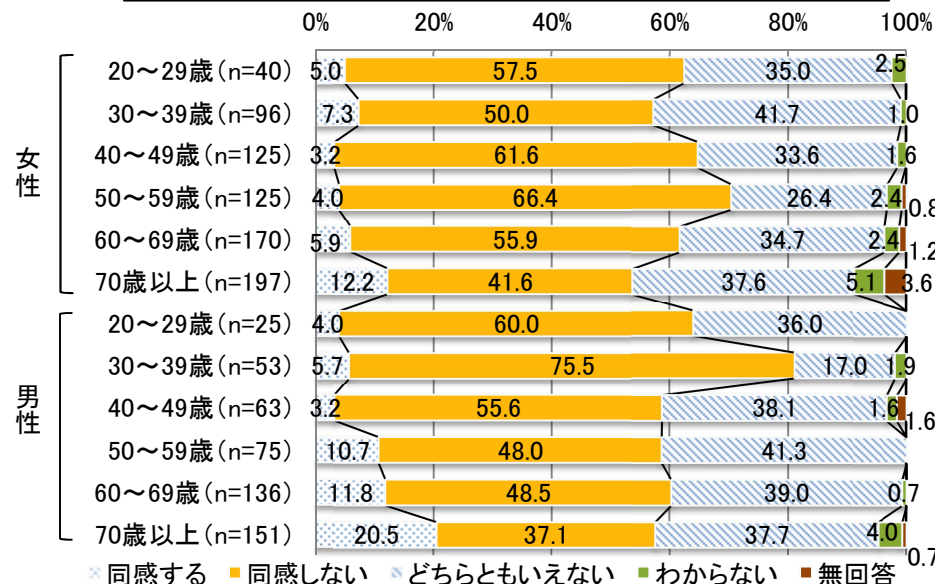
「同感する」人は、約 1 割。

図 1 「男は仕事、女は家庭」という考え方について



全体では、「同感しない」は、52.1%となっており、昭和62年以降一貫して増加しており、今回の調査で初めて5割を超えました。
性別で見ると男女ともに「同感しない」が最も高く、女性 54.2%、男性 49.3%となっています。
「同感する」は、女性は 6.9%、男性は 12.1%で 5.2 ポイント高くなっています。

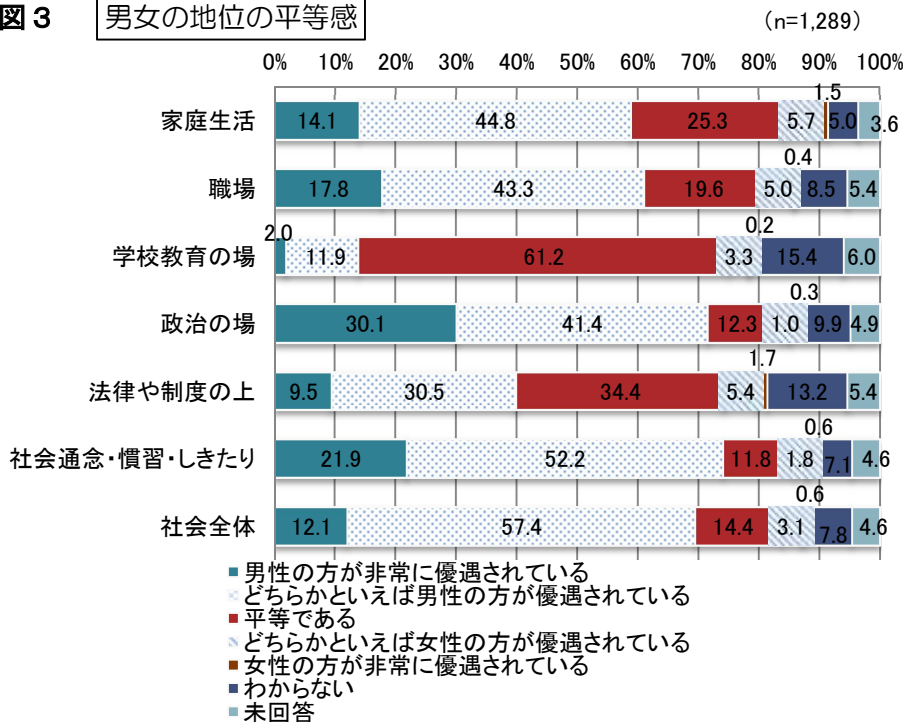
図 2 性・年齢別：「男は仕事、女は家庭」という考え方について



性・年齢別にみると、女性では 50～59 歳 66.4% が最も高く、次に 40～49 歳 61.6% となっています。
男性では、30～39 歳 75.5% が最も高く、次いで 20～29 歳 60.0% となっています。

社会生活の多くの場面で、男性が優遇されていると感じている。

図3 男女の地位の平等感



「学校教育の場」、「法律や制度の上」以外は、いずれも「男性が優遇されている(※)」の割合が6割から7割を占めています。

「平等である」は、「学校教育の場」が61.2%で最も高くなっています。

「男性が優遇されている」の割合が最も高いのは、「社会通念・慣習・しきたり」で7割を超えています。(74.1%)。

また、「政治の場」でも男性が優遇されていると回答した割合が7割を超えています(71.5%)。

※「男性が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計

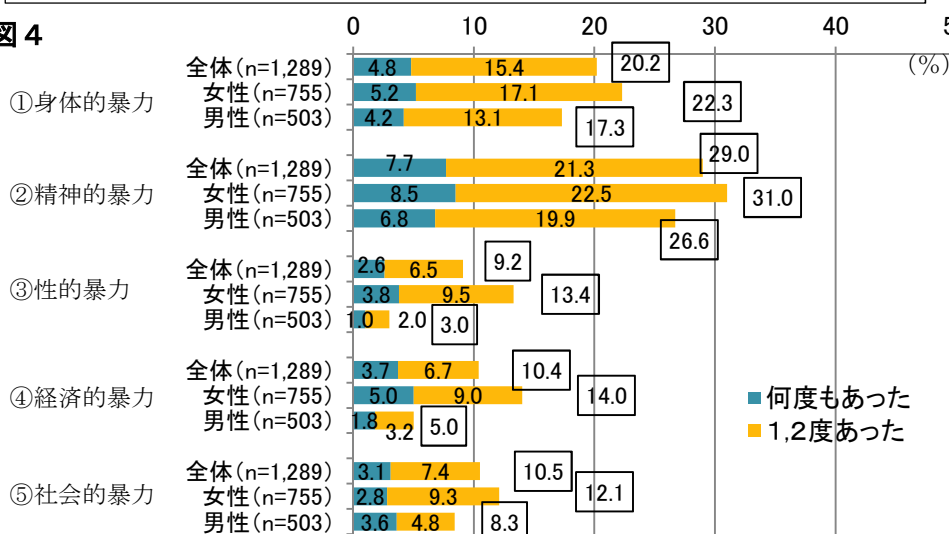
(2)ドメスティック・バイオレンス(DV)について

一度でも被害にあったと答えた人は37.9%(うち女性24.7%、男性12.6%)

いずれかのDV被害に何度もあった人は11.7%(うち女性7.8%、男性3.7%)

配偶者や恋人など親しい人間関係にある人との間の被害(DV被害)の経験

図4

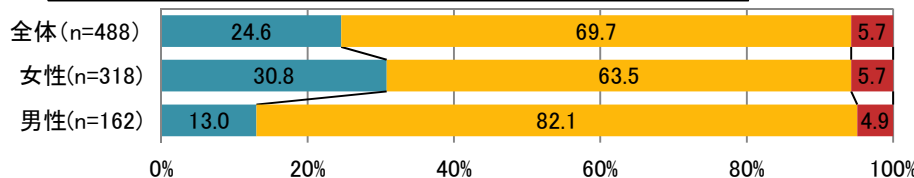


身体的・精神的・性的・経済的・社会的暴力のいずれかの被害に「1度でもあった」と答えたのは、488人で全体の37.9%でした。

また、いずれかの被害に「何度もあった」は151人で全体の11.7%でした

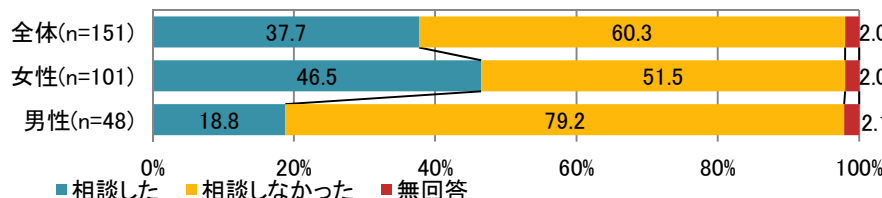
形態別にみると、「精神的暴力」が最も高く、次いで「身体的暴力」「社会的暴力」「経済的暴力」「性的暴力」の順となっています。

図5 DV被害に「一度でもあった」と回答した人の相談の有無



DV被害にどれか一つでも「一度でもあった」と回答した人の被害相談の有無

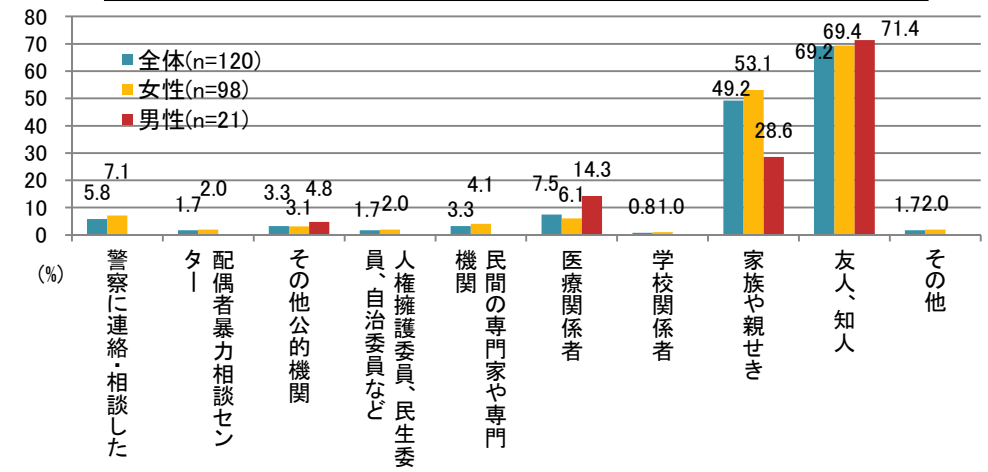
図6



全体では、「相談した」は24.6%と少なく、「相談しなかった」が69.7%です。「一度でもあった」人に限ってみると、「相談した」37.7%、「相談しなかった」60.3%となっています。

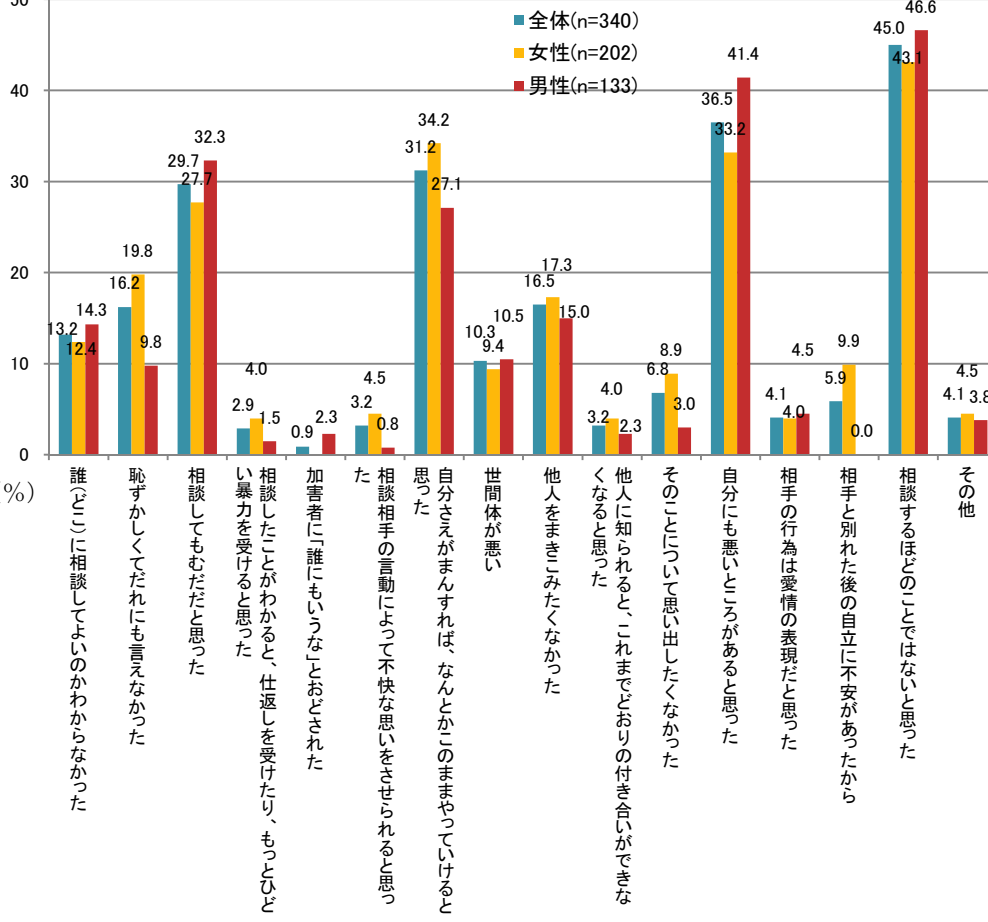
男性は女性と比較して相談した割合が低くなっています。

図7 DV被害に「一度でもあった」と答えた人で相談した人の相談先



全体で見ると、「友人、知人」に相談したが69.2%で最も多く、次いで「家族や親せき」が49.2%となっています。警察や公的相談機関等への相談は少なくなっています。性別で見ると「家族や親せき」に相談したは53.1%で、男性は28.6%と24.5ポイントの差があります。

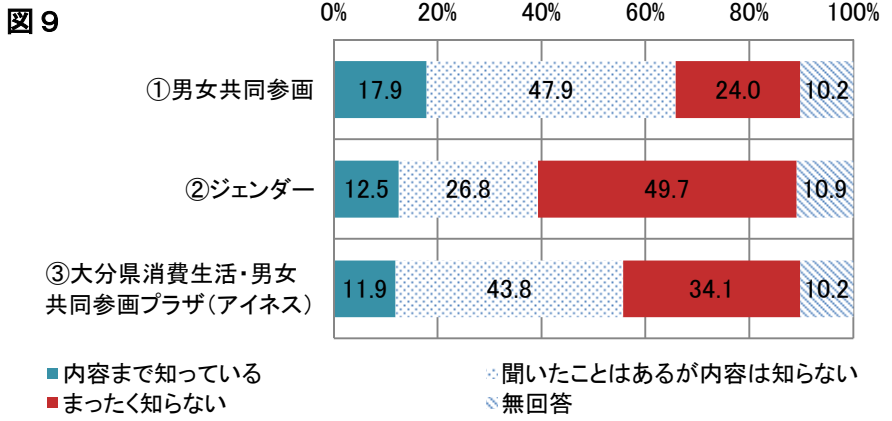
図8 相談しなかった理由は「相談するほどのことではないと思った」が最多



相談しなかった理由は、「相談するほどのことではないと思った」45.0%が最も高く、次いで「自分にも悪いところがあると思った」36.5%、「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思った」31.2%、「相談してもむだだと思った」29.7%となっています。性別で見ると、「相談するほどのことではないと思った」、「自分にも悪いところがあると思った」、「相談してもむだだと思った」の項目で、女性よりも男性が高くなっています。

(3) 男女共同参画の施策等について

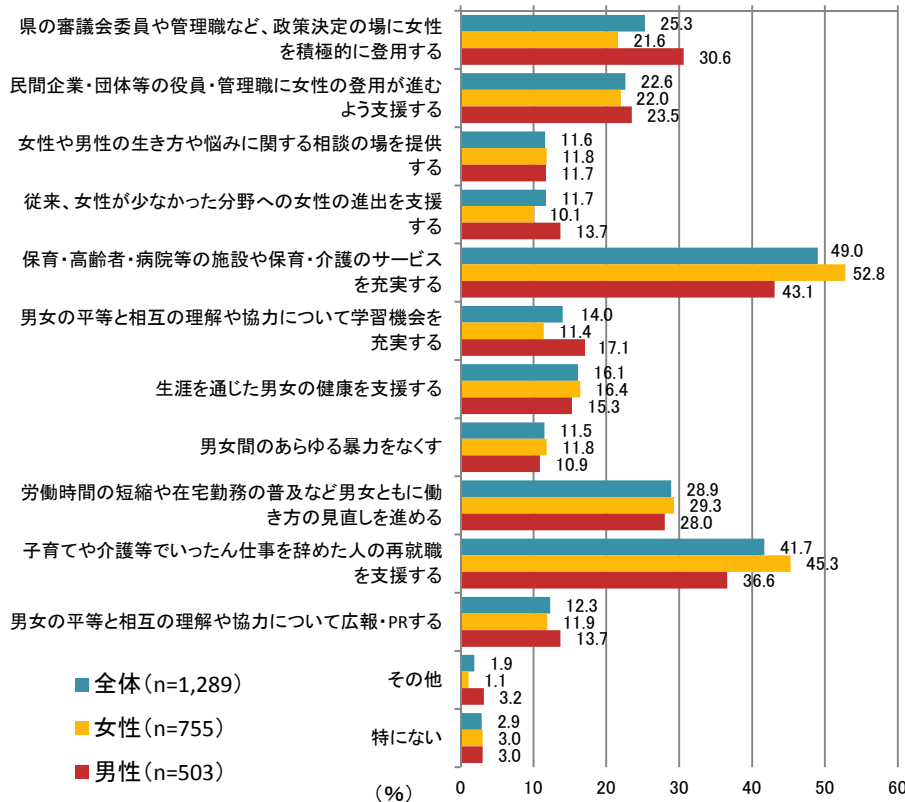
「男女共同参画」の周知度は65.8%



男女共同参画に関する周知度 (※)は65.8%、ジェンダー(社会的・文化的につくられた性別)は39.3%、大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)は55.7%となっています。 ※周知度…「内容までは知っている」と「聞いたことはあるがないよは知らない」の合計

県に求める施策は「保育・高齢者・病院等の施設や保育・介護のサービスを充実」すること

図 10 県が推進していくべき男女共同参画施策について



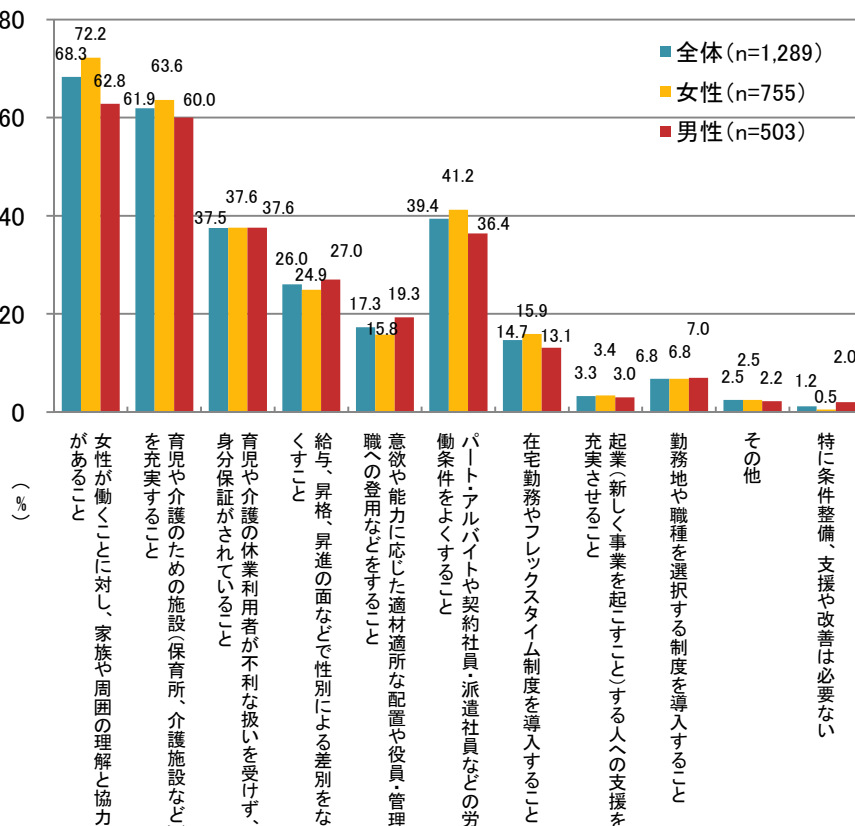
全体では、「保育・高齢者・病院等の施設や保育・介護のサービスを充実する」49.0%で最も高くなっており、次いで「子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」が41.7%、「労働時間の短縮や在宅勤務の普及など男女ともに働き方の見直しを進める」が28.9%と高くなっています。

性別にみると、「保育・高齢者・病院等の施設や保育・介護のサービスを充実する」は女性52.8%、男性43.1%で、女性の方が9.7ポイント高くなっています。また、「子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」は女性45.3%、男性36.6%で女性の方が8.7ポイント高くなっています。

(4) 就業について

女性が働き続けるために必要なことは「家族や周囲の理解と協力があること」、「育児や介護のための施設を充実すること」が6割以上

図 11 女性の就業継続に必要なこと



女性が仕事をもち続けていくためには、どのような支援や改善が必要かについては、全体では、「女性が働くことに対し、家族や周囲の理解と協力があること」が68.3%と高く、次に「育児や介護のための施設(保育所、介護施設など)を充実すること」が61.9%となっています。

性別でみると、女性では「家族や周囲の理解と協力があること」が72.2%と男性の62.8%より約10ポイント高くなっています。

○ 「男女共同参画社会づくりのための意識調査報告書」の詳細については、大分県庁ホームページをご覧ください。 県庁ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13100/danzotyousa26.html>



(1) 基本理念

本県では、少子高齢化や国際化など社会経済情勢の急激な変化に対応し、社会のあらゆる分野で男女が対等にその個性と能力を遺憾なく発揮できる環境をつくるため、平成14年に「大分県男女共同参画推進条例」を制定、公布しました。

この条例には以下の6つの基本理念が規定されており、この計画についてもこれらの基本理念をもとに策定されています。

① 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の「男女の人権」が尊重されなければなりません。

② 社会における制度又は慣行についての配慮

社会における制度又は慣行が、固定的な性別役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことが、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあります。

そのため、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければなりません。

③ 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されなければなりません。

④ 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の「家庭生活における活動」について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、それ以外の活動（仕事、学校、地域活動など家庭生活における活動以外の活動）を行うことができるようにしなければなりません。

⑤ 性と生殖に関する健康と権利の尊重

男女が相互の身体の特徴について理解し合うことにより、性と生殖に関する健康と権利を互いに認め合えるようにしなければなりません。

⑥ 国際的協調

男女共同参画の推進が、女子差別撤廃条約、世界女性会議の成果（行動計画等）等の国連活動など、国際社会における取組と密接な関係を有していることから、国際的協調の下に行われなければなりません。

(2) めざす姿

条例に規定された6つの基本理念を元にした「大分県がめざす男女共同参画社会のすがた」は、以下の3つです。

《 固定的な性別役割分担意識のない、男女平等の大分県 》

《 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が暮らせる大分県 》

《 男女が個性と能力を発揮できる、多様性と活力に富んだ大分県 》

男女共同参画社会が実現すると、次のような暮らしやすい活力ある大分県になります。

< 家庭 >

- 男性や女性、子ども、高齢者、障がい者も、誰もが家族の一員として尊重され、互いに支え合い、家庭生活を築くことができます。
- 性別にとらわれず子どもの個性と能力を尊重する子育てにより、子どもの多様な生き方を可能にします。
- 男性も家事・育児・介護等に参画し、男女が共に喜びと責任を分かち合うことができます。
- 多様な保育サービスや介護サービスを受け、地域の人に支えられて、男女が共に子育てや介護を行うことができます。
- 男性も女性も、趣味や学習、仕事、ボランティア活動・地域社会への参画等を通じて自己実現を図り、健康で充実した生活を送ることができます。

< 地域 >

- 男尊女卑や固定的な性別役割分担に基づく慣行が見直され、個人の考え方や行動が尊重されるようになります。
- 幅広い年齢層の男女が様々な活動の企画や方針決定に関わり、豊かで住み良い地域づくりに貢献することができます。
- 地域活動が活発に行われ、子育てや介護などの協力体制が整い、誰もが安心して暮らすことができます。

< 働く場 >

- 長時間労働などの働き方が見直され、男性も育児休業や介護休業を取るなど、仕事と家庭生活や地域活動が両立できる労働環境が整い、心身共にゆとりと充実感を持って働くことができます。
- 女性も事業の企画や経営の方針決定過程に参画して、女性の能力が活用され、経済活動の創造性が増し、生産性が向上します。
- 誰もが働きやすく、多様性に富んだ職場環境になり、個人の能力が最大限に発揮されます。
- 採用、賃金、昇進等の男女差別が解消され、その人の個性、能力、意欲が十分発揮できます。
- 母性健康管理やセクシュアルハラスメント対策、マタニティハラスメント対策等が講じられ、快適な職場環境が整備されます。

(3) 総合目標及び基本目標

この計画の総合目標を「男女共同参画社会の実現」とし、その下に3つの基本目標を定め、さらに基本目標ごとに重点目標を設定しています。

重点目標には、「現状と課題」として前計画策定後の5年間での社会経済情勢の動きや新たな課題を記載しています。また、その課題に対する県の取組を「主な取組」として記載しています。

総合目標 男女共同参画社会の実現

日本国憲法には個人の尊重と法の下での平等がうたわれています。性別にかかわらず誰もが平等に尊重され、自らの存在に誇りを持ち、心豊かな人生を送ることができる男女共同参画社会の実現を目指します。

基本目標Ⅰ 男女共同参画に向けた意識改革

憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、平成11年には基本法が制定され、男女平等の視点にたって法律や制度が整備されるとともに、学習機会の提供や広報啓発などのさまざまな取組が行われてきました。

平成26年の県民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方に「同感しない」と回答した人の割合は、全体の5割を超えており、昭和62年の県民意識調査以降、初めて半数を超えましたが、一方で「同感する」と回答した人の割合が約1割を占めており、依然として、家庭・地域・働く場など社会のあらゆる場面で、固定的な性別役割分担意識が根強く残っていると考えられます。

男女が性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、その能力を十分に発揮できる社会を実現するためには、固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画に関する認識を深め、定着させる取組が必要です。

重点目標1 男女の平等と人権を守る環境づくり

重点目標2 男女共同参画の視点に立った意識改革と社会制度・慣行の見直し

重点目標3 男性の家事・育児・介護等への参画促進

重点目標4 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

基本目標Ⅱ 男女が安心できる生活の確保

男女共同参画社会は、個人が尊重され、誰もが自らの存在に誇りの持てる社会であり、その基礎には男女それぞれの人権の確立があります。しかしながら、人々の意識の中に長い時間をかけて形成された固定的な性別役割分担意識などから、男女が対等な関係にあるとは言い難く、また、性別に起因する人権の問題がいまだに存在しており、それが男女共同参画社会の形成を阻害する大きな要因となっています。

配偶者等からの暴力や性犯罪は重大な人権侵害であり、被害者の人生に深刻な影響を与えます。そこで、被害者の相談支援体制を拡充するとともに、予防啓発による暴力を容認しない意識の浸透に取り組む必要があります。

重点目標1 生涯を通じた健康支援

重点目標2 ドメスティック・バイオレンス(DV)、性犯罪等の被害者の支援

重点目標3 女性に対する暴力の予防啓発

基本目標Ⅲ 女性の活躍の推進

男女共同参画社会は、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されなければなりません。しかし、現状では固定的な性別役割分担意識と長時間労働を前提とした労働慣行等により、家事・育児・介護等の多くを女性が担っています。また、女性が仕事や地域活動等を行うための環境が十分整っていないため、女性の社会進出には多くの困難が生じています。

女性の社会参画を進めるためには、仕事と家庭生活の調和が図られるよう家庭・地域・働く場等の環境整備に加え、社会全体で、個人や家族を支援するシステムづくりが求められています。

重点目標1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

重点目標2 雇用等の分野における男女共同参画の推進

重点目標3 ワーク・ライフ・バランスの推進

重点目標4 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

重点目標5 男女が共に支える地域づくりの推進

(4) 計画の体系

第4次おおいた男女共同参画プラン

大分県がめざす
男女共同参画社会のすがた

- 固定的な性別役割分担意識のない、男女平等の大分県
- 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が暮らせる大分県
- 男女が個性と能力を発揮できる、多様性と活力に富んだ大分県



No.	指 標	計画策定時の		目 標 値 (平成32年度)	指標等の出典	担当課・室
		年度	数値			
1	「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合	26	52.1%	65.0%	平成26年度 男女共同参画社会づくりのための意識調査(大分県)	県民生活・男女共同参画課
2	社会全体において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	26	14.4%	30.0%	平成26年度 男女共同参画社会づくりのための意識調査(大分県)	県民生活・男女共同参画課
3	住民がサロン等交流の場に参加できる自治会の割合	26	52.0%	80.8%	平成26年度 県調べ	地域福祉推進室
4	「男女共同参画社会」という用語の周知度	26	65.8%	100%	平成26年度 男女共同参画社会づくりのための意識調査(大分県)	県民生活・男女共同参画課
5	6歳未満の子どもを持つ男性の家事・育児関連時間	23	86分	93分 (平成31年度)	平成23年 総務省 社会生活基本調査(調査票Aに基づく結果、生活時間編(地域)、第9表)	こども子育て支援課、 県民生活・男女共同参画課
6	学校教育の場において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	26	61.2%	75.0%	平成26年度 男女共同参画社会づくりのための意識調査(大分県)	県民生活・男女共同参画課
7	男性の健康寿命	22	69.85歳	71.80歳 (平成31年度)	H22 厚生労働省 健康寿命にかかる将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究	健康対策課
8	女性の健康寿命	22	73.19歳	75.11歳 (平成31年度)	H22 厚生労働省 健康寿命にかかる将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究	健康対策課
9	朝食を毎日食べる児童・生徒の割合(小5)	26	90.0%	93.0%	平成26年度 県調べ	体育保健課
10	妊娠中の妊婦の喫煙率	25	4.9%	0.0%	H25 厚生労働科学研究	健康対策課
11	DV被害を一度でも受けた人のうち相談した人の割合	26	24.6%	50.0%	平成26年度 男女共同参画社会づくりのための意識調査(大分県)	県民生活・男女共同参画課
12	性犯罪・性暴力被害者のための総合相談窓口の周知度	27	0.0%	60.0%	平成27年度 県調べ	県民生活・男女共同参画課
13	女性委員の割合が4割以上の県の審議会等の全体に占める割合	26	53.0%	60.0%	平成26年度 県調べ	県民生活・男女共同参画課
14	雇用者のうち管理的職業従事者に占める女性の割合(従業員100名以上の企業)	22	5.8%	7.7%	平成22年 総務省 国勢調査(職業等基本集計、大分県、第2-1表)	県民生活・男女共同参画課
15	30~39歳女性の就業率	24	68.6%	73.9%	平成24年 総務省 就業構造基本調査(地域別主要結果編、人口・就業に関する統計表、第2-1表)	県民生活・男女共同参画課、 こども子育て支援課、 労政福祉課、雇用・人材育成課
16	女性が輝くおおいた推進会議の女性活躍宣言企業数	26	0社	136社	平成26年度 県調べ	県民生活・男女共同参画課
17	職場において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	26	19.6%	30.0%	平成26年度 男女共同参画社会づくりのための意識調査(大分県)	県民生活・男女共同参画課
18	次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業数	26	18社	50社	平成26年度 県調べ	労政福祉課
19	病児・病後児保育実施施設数	26	20か所	32か所	平成26年度 県調べ	こども子育て支援課
20	新たに認定する女性農業経営士数	27	0人	60人	平成27年度 県調べ	農山漁村・担い手支援課
21	「男女共同参画」を活動分野としているNPO法人数	26	64法人	80法人	平成26年度 県調べ	県民生活・男女共同参画課
22	自治会長に占める女性の割合	27	2.4%	4.7%	平成27年度 内閣府 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況	県民生活・男女共同参画課、 市町村振興課
23	消防団員に占める女性の割合	27	1.4%	3.0%	平成27年度 県調べ	消防保安室
24	「大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)」の周知度	26	55.7%	100%	平成26年度 男女共同参画社会づくりのための意識調査(大分県)	県民生活・男女共同参画課
25	男女共同参画・女性等を名称に冠した担当課・室等を設置している市町村の割合	27	11.1%	33.0%	平成27年度 県調べ	県民生活・男女共同参画課

2 各論編

基本目標Ⅰ 男女共同参画に向けた意識改革

重点目標1 男女の平等と人権を守る環境づくり

現状と課題

- 家庭・地域・働く場において「男性だから」、「女性だから」といった固定的な性別役割分担意識が原因で、その人の能力や個性が十分に発揮できない状況があるため、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、多様性と活力に富んだ社会づくりが求められます。《22ページの「トピックス」を参照》
- メディアが社会に与える影響は極めて大きいことから、幼児や高齢者に至る幅広い年齢層にとって分かりやすいものとするにより、男女共同参画の正しい理解を促すことが必要です。
- 「人権に関する県民意識調査」では、固定的な性別役割分担意識の解消が進んでいることがうかがえます。引き続き多様なあり方を認める意識の啓発に努める必要があります。
- セクシュアルハラスメントやドメスティック・バイオレンス（DV）、性犯罪等の背景には女性を軽視する意識があると考えられます。女性の人権を尊重する啓発の推進が必要です。
- 少子高齢化の進行に伴う人口減少社会の到来や社会的孤立者の増加を踏まえ、「自助・互助」、「共助」、「公助」それぞれの最適な組合せによる地域のつながりの構築が求められています。
- 特に「自助・互助」、「共助」の推進には、年齢や性別、障がいの有無に関わらず、地域社会を構成する全ての県民の、担い手としての意識と行動が不可欠です。
- 今後も年金の支給開始年齢が3年に1歳ずつ引き上げられます。
- 65歳までの継続雇用は確保されましたが、元気で活躍したい高齢者のニーズに応えるためにも、70歳以上まで働ける企業の普及・啓発が必要です。
- ひとり親家庭は、経済的負担だけでなく、母又は父親が就業、家事や子育てを一人で担っていることが多いため、精神的にも肉体的にも負担が大きくなっています。
- 子どもの貧困率が諸外国に比べて高いことや、生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率が低いこと、世代を超えた貧困の連鎖の問題など、子どもの貧困問題への対応が求められています。《22ページの「トピックス」を参照》
- 障がいの有無により分け隔てられることのない共生社会の実現を目指し、障がい者が地域で安心・自立した生活を送れるようサービス提供基盤の整備や住まい・働く場の確保、文化芸術・スポーツ等を通じた社会参加の推進が必要です。
- 異性愛者以外の性的指向や性同一性障害を有することを理由として困難な状況に置かれている人々に対し、人権尊重の観点からの配慮が必要です。
- 大分県男女共同参画推進条例において「国際的強調」を基本理念の一つに掲げており、国連を始めとする国際的な女性の地位向上に係る取組の動向、成果及び経験を十分に活かしていく必要があります。

主な取組

(1) 家庭・地域・働く場における固定的な性別役割分担の是正

- ① 固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、特に男性や若年層・高年層の意識を変えるための広報・啓発活動の充実を図ります。 <県民生活・男女共同参画課>

- ② 家庭・地域・働く場での固定的な性別役割分担の是正を図るための意識啓発を行います。
 <県民生活・男女共同参画課、人権・同和対策課、関係課・室>
- ③ 学校教育や社会教育における研修を通じて、固定的な性別役割分担の是正についての理解を促進します。
 <人権・同和教育課>
- ④ 男女共同参画社会の実現に向け実施される公民館等における各種学級やPTAにおける研修を積極的に支援します。
 <人権・同和教育課、社会教育課>

(2) メディアにおける女性の人権の尊重

- ① メディアに対し、固定的な性別役割分担意識の解消、女性や子どもの人権の尊重など、男女共同参画についての理解を深め、積極的にその推進において役割を担うよう理解と協力を求めます。
 <県民生活・男女共同参画課>
- ② 男女共同参画についての正しい理解を促進するため、メディアを通じた広報・啓発を進めます。
 <県民生活・男女共同参画課>
- ③ 県が作成する広報・出版物において、男女共同参画の視点の趣旨を正しく理解し、適切な広報活動を行うことを促進します。
 <県民生活・男女共同参画課、関係課・室>

(3) 貧困、高齢、障がい等により困難を抱えた人の人権尊重の意識の浸透

- ① サロン等交流の場は、地域の見守りや支え合い活動の中核を担うことから、更なる活性化や関わる人材の育成等に取り組み、住民同士が支え合い、見守りを実施する「孤立ゼロ社会」の実現を推進します。
 <地域福祉推進室>
- ② ユニバーサルデザインの考え方を基本として、年齢や障がいの有無、性別などにかかわらず、誰もが社会のさまざまな活動に参加できるようなユニバーサル社会の実現を目指します。
 <地域福祉推進室>
- ③ 子どもの貧困対策に関する計画に基づき、子どもたちへの教育・生活の支援や、保護者に対する就労支援、経済的支援などの総合的な対策を推進します。
 <こども子育て支援課>
- ④ 大分県ひとり親家庭等自立促進計画（第3次計画）に基づき、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援、養育費確保対策等を総合的・複合的にを行います。
 <こども子育て支援課>
- ⑤ 高齢期を健康で、豊かに過ごすため、スポーツ、芸術、文化活動などに参加し、ふれあいや学ぶ機会の充実を図ります。
 <高齢者福祉課>
- ⑥ 県下全域でのシルバー人材センターの設置を関係機関と連携しながら進めるとともに、高齢者の臨時的・短期的な就業機会の確保を図ります。また、育児支援分野や福祉分野など女性会員の就業拡大について支援します。
 <雇用・人材育成課>
- ⑦ 企業向けセミナーや職場環境の改善など高齢者が活躍する職場づくりや仕組みづくりにより、70歳現役社会実現を目指します。
 <雇用・人材育成課>

- ⑧ 高齢者の消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、高齢者と接する機会の多い地域の人たちの協力を得ながら、市町村の相談窓口等に適切につなぐとともに、高齢者を地域みんんで見守る仕組みづくりに努めます。 <県民生活・男女共同参画課>
- ⑨ 高齢者が運転免許証を自主的に返納しやすい環境を整備するため、70歳以上の運転免許自主返納者を対象に買い物料金の割引等の支援を行います。 <生活環境企画課>
- ⑩ 高齢者、障がい者等が県政情報を得やすいよう、広報テレビ番組における手話通訳や文字放送の実施、点字広報誌の発行、広報誌の音訳テープ貸出などを行い、情報の充実強化を図ります。 <広報広聴課>
- ⑪ 虐待防止キャンペーン等による普及啓発や研修会の開催により、意識啓発や関係者の資質向上を支援します。また、平成28年4月からの障害者差別解消法の施行に伴い、国の動きを十分に踏まえながら、県においても「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」の制定等により、障がい者に対する理解の促進と権利擁護の推進を図ります。 <障害福祉課>
- ⑫ 障がいのある人とない人がお互いに理解し合い地域で共生しながら、生活をより豊かに充実させるため、芸術文化・スポーツの振興、社会参加や交流活動の推進を図ります。 <障害福祉課>
- ⑬ 社会的自立に困難を有する青少年等を支援するため、青少年自立支援センター等の関係機関をワンストップ化して開設した「おおいた青少年総合相談所」の利用促進を図るとともに、支援機関・団体によるネットワークの充実に努めます。 <私学振興・青少年課>
- ⑭ 問題を抱える青少年やその家族が、身近な地域社会で必要な支援を受けられるようNPOとの協働を推進します。 <私学振興・青少年課>
- ⑮ 消費生活・男女共同参画プラザの「県民相談」において、トランスジェンダー等のセクシュアルマイノリティ（性的少数者）に関する相談に応じます。 <県民生活・男女共同参画課>
- ⑯ 県の審議会や意識調査等により、女性が抱える複合的人権課題の把握に努めます。 <人権・同和对策課、県民生活・男女共同参画課、関係課・室>
- ⑰ 県ホームページについて、高齢者、子ども、障がい者などさまざまな人々が支障なく閲覧・利用しやすいよう整備に努めるとともに、外国語サイトを充実させるなど、バリアフリー化を図ります。 <広報広聴課>

(4) 国際的取組への協調

- ① 男女共同参画社会の実現に向けた国際的な取組について、情報提供を行います。 <県民生活・男女共同参画課>
- ② 女子差別撤廃条約を始めとする男女共同参画に関連の深い各種条約、国連婦人の地位委員会等の国際会議における議論等、女性の地位向上のための国際規範・基準について県民の理解を促すよう学習機会を提供します。 <県民生活・男女共同参画課>

指標 及び 目標値

指 標	計画策定時の数値		目 標 値 (平成 32 年度)
	(年度)		
「男は仕事、女は家庭」という考え方に 同感しない人の割合 《9 ページの意識調査「図1」を参照》	26	52.1%	65.0%
社会全体において「男女の地位が平等」 と感じる人の割合 《10 ページの意識調査「図3」を参照》	26	14.4%	30.0%
住民がサロン等交流の場に参加できる 自治会の割合	26	52.0%	80.8%

トピックス

固定的な性別役割分担意識



男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。

「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

平成 26 年に県が実施しました「男女共同参画社会づくりのための意識調査」では、「『男は仕事、女は家庭』という考え方に同感しない人の割合」は、52.1%となっており、昭和 62 年以降初めて 5 割を超えました。

トピックス

子どもの貧困対策



平成 25 年国民生活基礎調査によれば、「子どもの貧困率」（17 歳以下）は 16.3%となっています。

子どもの貧困については、特にひとり親世帯の状況が厳しく、また、生活保護世帯の子どもの高等学校進学率も低い水準となっていることなどを背景に、平成 25 年 6 月に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、平成 26 年 1 月に施行されました。また、国では、同法に基づき、「子どもの貧困対策会議」を設置し、同年 8 月に「子供の貧困対策に関する大綱」を決定しました。

県では、この大綱を勘案し、また、おおいた子ども・子育て応援県民会議委員など関係者の意見等も踏まえて、「大分県子どもの貧困対策推進計画」を平成 28 年 3 月に策定したところです。

子どもの将来がその生まれ育った家庭の事情等によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、計画に基づき効果的な施策を推進していきます。

現状と課題

- 「男は仕事、女は家庭」といった、固定的な性別役割分担意識は直接・間接的に社会のあらゆる場面で男女の健康問題、人権侵害、暴力に結びつくことがあるため、その意識の解消を目指し、今後も全県的な広がりを持った広報・啓発活動を展開する必要があります。《24ページの「トピックス」を参照》
- 男女の社会における活動やライフスタイルが多様化する中で、様々な社会制度や慣行を男女共同参画の視点に立って、男女ともに柔軟な選択ができるよう県民意識調査の実施や統計情報の収集・整備・提供を積極的に行い、状況を客観的に把握し、見直すことが求められています。
- 働く場においては、依然として固定的な性別役割分担意識が根強いいため、性による差別意識解消を図る必要があります。《10ページの意識調査「図3」を参照》

主な取組

(1) 全県的な広がりを持った広報・啓発の充実・強化

- ① 市町村、女性団体、NPO、経済団体、マスメディア、教育関係団体等と連携・協働し、男女共同参画社会づくりに向けて全県的な広がりを持った広報・啓発活動の充実・強化を図ります。
＜県民生活・男女共同参画課、関係課・室＞
- ② 男女共同参画週間、人権啓発イベント等の多様な機会を捉えて、男女共同参画の理念を浸透させる行事を実施します。
＜県民生活・男女共同参画課、労政福祉課、人権・同和対策課＞
- ③ 男女を問わず、子どもや若年層、高年層に対して講座の開催や啓発誌の作成、携帯電話用ホームページの開設等を通じて広報・啓発の充実に努めます。
＜県民生活・男女共同参画課＞
- ④ 少子化の現状とその影響、子どもを取り巻く状況などについて県民の理解を深めるとともに、子どもの成長と子育てを社会全体で支えるための意識づくりに努めます。
＜こども子育て支援課＞

(2) 家庭・地域・働く場等における社会制度・慣行の見直し

- ① 家庭・地域・働く場など社会の様々な場面における慣行について、誰もが社会活動やライフスタイルについて、性別に関わりなく自由に選択できるよう、見直しを呼びかけます。
＜県民生活・男女共同参画課＞
- ② 税制、社会保障制度、家族法制等について、男女の社会活動やライフスタイルの選択に対して影響を与えるものを見直す機運を醸成するため、県民が理解を深められるよう、情報提供や啓発を行います。
＜県民生活・男女共同参画課＞
- ③ 働く場での性による差別解消を図るため、事業主や労働者に対し、労働講座・出前講座の開催や広報誌等を通じて男女共同参画の幅広い啓発に努めます。
＜労政福祉課＞

(3) 男女共同参画にかかる調査の実施、情報の収集・整備・提供

- ① 男女共同参画の推進にかかる国内外の情報の収集・提供を行います。
＜県民生活・男女共同参画課＞
- ② 男女共同参画を担う人材や団体の情報の収集・整備・提供を行います。
＜県民生活・男女共同参画課＞
- ③ 男女共同参画をめぐる現状や県民意識を把握するため、県民意識調査等を行います。
＜県民生活・男女共同参画課、関係課・室＞
- ④ 各種統計情報等の性別・年代別データの収集・提供に努めます。
＜県民生活・男女共同参画課、関係課・室＞

指標 及び 目標値

指 標	計画策定時の数値		目 標 値 (平成 32 年度)
	(年度)		
「男女共同参画社会」という用語の周知度 <small>＜11 ページの意識調査「図9」を参照＞</small>	26	65.8%	100%

トピックス

男女共同参画週間行事の取組の紹介



毎年、6月23日から29日までの一週間を「男女共同参画週間」とし、県民の皆さんの意識を深めるための啓発事業として、県内各市町村で街頭キャンペーンを行っています。

また、男女共同参画週間行事として「アイネス男女共同参画フェスタ」を開催し、講演会やワークショップ、パネル展示なども行っています。



現状と課題

- 男性の家事・育児・介護等への参画に対する意識が少しずつ変化してはいるものの、現実には男性の育児をはじめとした家庭生活や地域活動への参画が進んでいない現状も見受けられます。今後は、男性自身の意識だけではなく、家庭・地域・働く場などの周囲の意識を変革し、男性がそれらの活動を前向きにとらえ、積極的に参画できるような社会づくりが求められます。《26ページの「トピックス」を参照》 《62ページの資料編「図1」を参照》
- 労働者1人あたりの年間総実労働時間は減少傾向にありますが、パートタイム労働者の増加によるものと考えられ、一般労働者は2,000時間前後で高止まりしています。
- 年次有給休暇は、付与日数が長期的に微増しているものの、取得日数は横ばいで、近年5割を下回る水準で推移しています。また、年次有給休暇をほとんど取得していない労働者は長時間労働者の比率が高い傾向にあるという調査結果があります。労働時間の短縮と年次有給休暇の取得を促進するための対策が必要です。

主な取組

(1) 長時間労働などの働き方の見直し

- ① 長時間労働などの働き方の見直しに向けた男女共同参画の意義についての理解を促進するとともに、男性の固定的な性別役割分担意識を解消するために意識啓発を行います。
＜県民生活・男女共同参画課＞
- ② 過労死等の防止のための対策に関する大綱に基づき、労働局等と連携して、生活時間に配慮した労働時間の設定改善、長時間にわたる時間外労働の是正、柔軟な働き方が選択可能な勤務制度、年次有給休暇の取得推進等に努めます。
＜労政福祉課＞

(2) 家庭における男性の参画促進

- ① 男性が家事や育児を主体的に行うことの意義や大切さについて理解が広まるよう、広報・啓発を行うとともに、男性の家事や育児のスキルアップを図る取組を推進します。
＜こども子育て支援課＞
- ② 家庭や地域においていきいきと活躍する男性のロールモデルの発掘を行い、活躍事例を積極的に発信します。
＜県民生活・男女共同参画課＞
- ③ 男性の子育て・介護・地域への参画を促進するため、労働局、使用者団体等と連携して、事業主に対し、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定指導を行うとともに、働きやすい職場環境の整備を支援します。
＜労政福祉課＞

(3) 地域社会における男性の参画促進

- ① 父親の家庭教育への主体的な参加を促すため、父親対象の研修会の実施、父親のPTA活動や学校行事等への参加の重要性を啓発します。
＜社会教育課＞

指標 及び 目標値

指 標	計画策定時の数値		目 標 値
	(年度)		(平成 32 年度)
6歳未満の子どもを持つ男性の家事・育児 関連時間 ※63 ページの資料編「図2」を参照※	23	86 分	93 分 (平成 31 年度)

※ 1 日当たりの平均時間をいう。

トピックス

楽しむ イクボン



「育児って何をしたいのかわからない。仕事も忙しいから時間もないよ…」、そのような不安を抱えるこれから父親になる、また父親になったばかりの男性に、妻（母親）へのサポート、父親としての育児への参画、イクメンライフの楽しみ方をわかりやすく記載したガイドブックです。

イクメンになるためのヒントを妊娠・出産・育児のステージ毎にまとめるとともに、育児休業制度や子育て支援サービス、子育ての相談窓口なども記載しています。



CONTENTS	
4 妊娠篇 「妻がママに、僕はパパになる!」の巻 5…強くて優しいサポーターになるのだ! 7…妊娠ママを実体験& パパができる5つのサポート	10 出産篇 「ついにお産が…慌てちゃダメよ」の巻 11…いよいよ出産の時が来た! 13…ごんにちわ、赤ちゃん! イクメンライフの本音スタート! 15…産後のママは安静に 手続き・届け出はパパにおまかせ!
18 育児篇 「笑って、泣いてエンジョイ子育て」の巻 19…沐浴・ミルク・おむつ替え 三大登竜門にチャレンジ! 21…シアワセな瞬間の連続! パパも育児奮闘期に突入 25…イクボン流、パパと遊ぼう! 27…「もしも」の時でも焦らないで! 子どものケガ・事故に備える	35 もっとエンジョイ、イクメンライフ 35…パパのファッション大研究 37…育児アイテムピックアップ 38…パパの名にかけて! 「今だけ」の瞬間をワンランク上のテクニックで記録しよう
30 育児レポート 密着! 育児休業パパの1日 興味はあるけど、どうやって取るの? 33 育児休業制度の利用法/ワーク・ライフ・バランスって?	39 子育てパパ・ママのための支援サービス 41 子育てパパのための相談窓口
COLUMN 9 チャート式パパタイプ 17 ちょっと気になる出産前後のセックス 29 ママに本音を聞きました	

基本目標Ⅰ 男女共同参画に向けた意識改革

重点目標4 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

現状と課題

- 男女共同参画社会を実現するためには、男女がお互いの個性や意思を尊重しながら自立の意識を有することが不可欠であり、人権尊重・男女平等の意識を育てる基礎となる教育・学習の役割がとて重要で重要で重要です。
- 県民意識調査によると、男女の地位は平等であると感じている人の割合は、「学校教育の場」が61.2%で最も高い結果となっています。《10ページの意識調査「図3」を参照》
- 今後も学校教育において、児童生徒が自立と思いやりの意識を育み、個人の尊厳と男女平等の理念を推進する教育・学習の充実に努める必要があります。
- 児童生徒の生き方、能力、適正を考え、固定的な性別役割分担にとらわれずに、主体的に進路を推進する能力・態度を身につけるよう、男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育を推進します。
- 科学技術・学術分野における女性研究者の割合は諸外国に比べ、いまだ低水準にとどまっています。
- 科学技術・学術分野における女性の増大に向けて、次代を担う女性の科学技術人材を育成していくため、女子中高生、保護者、教員等に対し、理工系選択のメリットに関する意識啓発、理工系分野の仕事内容、働き方及び理工系出身者のキャリアに関する理解を促すなど、キャリア教育の推進を図る必要があります。《29ページの「トピックス」を参照》
- 学校における政策・方針決定過程に女性が参画することは、男女共同参画社会を実現するためには重要です。
- 女性にとって能力を発揮しやすい職場環境をつくる上でも大切なことから、政策・方針決定過程への女性の参画を引き続き促進していく必要があります。

主な取組

(1) 男女平等を推進する教育・学習の充実

- ① 男女共同参画の意識を高め、固定的な性別役割分担にとらわれない意識が醸成されるよう、地域における学習機会の提供を促進します。 <社会教育課>
- ② 児童生徒の段階から、男女を問わず一人ひとりが健全な食生活を実現するための能力を養成する観点からの食育を推進します。 <体育保健課>
- ③ 男女がその健康状態や性差に応じて適切に自己管理できるよう、学校において健康教育やエイズ・性感染症の予防などの性に関する指導を推進します。 <体育保健課>
- ④ 学校長をはじめとする教職員が男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画意識を高めることができるよう、計画的・体系的な研修を実施していきます。 <教育人事課>

(2) 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実

- ① 男女がともに、各人の生き方、能力、適正を考え、固定的な性別役割分担意識にとらわれずに、主体的に進路を選択する能力を身に付けられるよう、男女共同参画の視点を踏まえた啓発を推進します。 <県民生活・男女共同参画課>

- ② 児童生徒が、主体的に自己の進路を選択・決定できる能力や望ましい勤労、職業観を身に付けられるようキャリア教育を推進します。また、理工系分野への選択促進及び理工系人材の育成を目指して、女子生徒、保護者及び教員の理工系分野に関する理解を促進します。
 <義務教育課、高校教育課、特別支援教育課>
- ③ 子どもたちの発達の段階に応じた取組を工夫するとともに、小・中・高等学校で一貫したキャリア教育をスムーズに受け継ぐ仕組みを行うための指導内容・方法等の改善・充実を一層図ります。
 <義務教育課、高校教育課、特別支援教育課>
- ④ インターネットを活用した多様なメディアにより、男女共同参画に係る県内の様々な学習機会情報の提供に努めます。
 <社会教育課>
- ⑤ 主体的に進路を選択する能力を身に付けられるよう、高等技術専門校での質の高い職業訓練やさまざまな民間機関を活用した多様な職業訓練機会を提供します。
 <雇用・人材育成課>
- ⑥ 次代を担う子どもたちが個性と能力を発揮できるように育つよう、子どもの頃から、男女共同参画の理解を促進し、将来を見通した自己形成ができるよう取組を進めます。
 <義務教育課、高校教育課、特別支援教育課>
- ⑦ 性別に関わりなく誰もが主体的な生き方を選択でき、充実した人生を送ることができるよう、人権教育推進に携わる指導者の養成を進めるとともに、公民館等の講座において、女性をめぐる人権問題の学習機会・内容の充実を図ります。
 <人権・同和教育課>
- ⑧ 子どもが健全に育つため、メディア・リテラシーの向上や望ましい人間関係の構築のための教育・学習を充実させます。
 <教育財務課、義務教育課、高校教育課>
- ⑨ 高齢者をはじめ地域住民が今まで学んできた知恵や経験を生かし、学校教育活動の支援や放課後や土曜日等の子どもの体験・学習活動等を支援する体制づくりを推進します。
 <社会教育課>

(3) 学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- ① 学校において、女性が能力を発揮しやすく、管理職選考試験を受けやすい環境整備に努めます。
 <教育人事課>

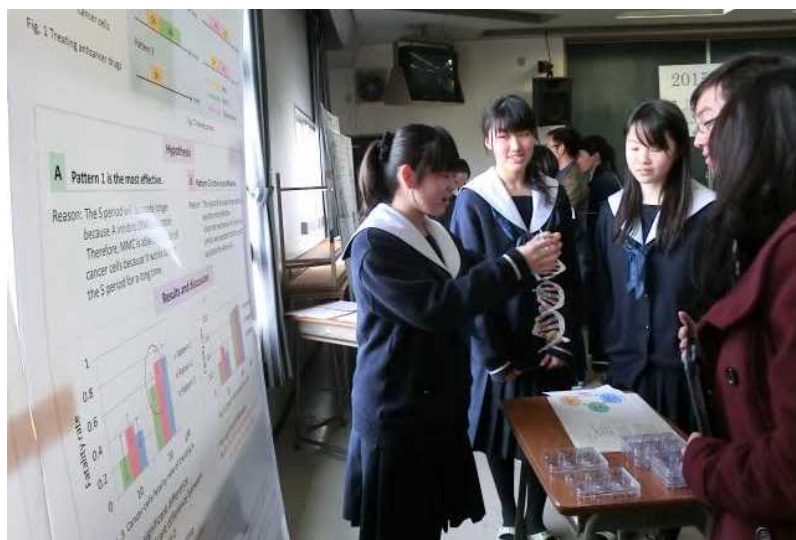
指標 及び 目標値			
指 標	計画策定時の数値		目 標 値 (平成 32 年度)
	(年度)		
学校教育の場において「男女の地位が平等」と感じる人の割合 <<10 ページの意識調査「図3」を参照>>	26	61.2%	75.0%



理工系分野の女性研究者・技術者を確保するためには、小・中・高等学校において、科学技術に興味を持つ女子児童・生徒を増やす必要があります。

高等学校では、スーパーサイエンス・ハイスクール（SSH）等の取組から、理数教育の教科を通じて、女子生徒の科学技術に関する関心を高めています。

中でも大分県では、大分舞鶴高等学校、日田高等学校が、SSH研究指定校として先進的な理数教育を実践することにより、将来の国際的な科学技術関係人材の育成を推進しています。



現状と課題

- 男女がお互いの身体的性差を十分に理解し、人権を尊重することは男女共同参画社会の実現のための前提といえます。心身及びその健康について正確な知識・情報を入手することは、主体的に行動し、健康を享受できるようにしていくために必要です。
- 本県の平均寿命は男女ともに全国トップ10にはいますが、健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されない期間）は、男女ともに30位台です。この健康寿命を延伸させるには、生活習慣病の発症予防や重症化予防に取り組むとともに、誰もが健康に暮らせる環境づくりが必要です。《33ページの「トピックス」を参照》
- 基本的な食事マナー、食に関する感謝の気持ち、食を大切に作る心などの課題に取り組みます。
- 妊娠・出産期は女性のライフサイクルにとって大きな節目であり、安心して安全に子どもを産み育てることができるよう支援体制を充実することが重要です。
- 晩婚化の進行等により不妊に悩む夫婦が増加していることから、不妊に対する施策の充実と妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発が必要です。
- 人工妊娠中絶の割合が全国でも高いことから、望まない妊娠を防ぐとともに、学校、家庭、地域の関係機関等との連携を取りながら、性に関する指導への取組を行っていくなど、性に関する健康を自ら確保する重要性について啓発を進める必要があります。
- 性に関する商業的・不正確な情報が氾濫する中であって、若い世代を中心に性的接触によるHIV感染者が増えており、早期発見のための検査や正しい予防知識の普及啓発を継続して行っていく必要があります。
- 子宮頸がんは、多くの場合、性交渉によって感染し、性行動のあるすべての女性が子宮頸がんになる可能性を持っています。また、乳がんの年齢調整死亡率が増加傾向にあり、定期的がん検診など総合的な対策を推進していくことが重要です。
- 薬物の乱用は、単に乱用者の身体、生命に危害を及ぼすのみならず、青少年の健全な育成を阻み、家庭を崩壊させ、社会の秩序を乱す等計り知れない影響を及ぼします。そのため、薬物乱用の恐ろしさを県民に広く啓発し、県民一人ひとりの認識を高める必要があります。
- 女性の生涯を通じた健康支援のニーズに応えるためには、医療提供体制の充実とともに、医療分野における女性の参画拡大が必要です。
- 全国的な医師不足の中、女性医師が増加しており、地域における医師を確保するためには、女性医師の仕事と家庭生活との両立を図ることが必要であり、そのための環境づくりが大切です。
- 保健医療を取り巻く環境の変化に対応し、県民が安心して安全な医療サービスを受けられるよう、高度な技能と高い専門性を持つ質の高い看護職（保健師・助産師・特定行為に係る看護師等）の確保・定着を推進していく必要があります。
- 特に在宅医療を推進するために、在宅医療を担う看護職（訪問看護師、介護施設の看護師等）の確保、定着、質の向上のための対策を図ることが課題となっています。

主な取組

(1) 生涯を通じた男女の健康の増進

- ① 心身の健康について正確な知識・情報を入手し、自らの意思で適切な行動を選択し、健康を享受できるよう学習機会を提供します。 <県民生活・男女共同参画課>

- ② 子宮頸がん、乳がん、骨粗鬆症検診の一層の推進を図ります。特に、乳がんについては、マンモグラフィーを用いた検診が有効であることから、その導入及び普及を推進します。
＜健康対策課＞
- ③ 女性が乳がん、子宮頸がん検診を受けやすい環境づくりとして、女性の医師や放射線技師が担当できるよう人材確保のための啓発を行います。
＜健康対策課＞
- ④ 肥満防止等の相談・指導体制を充実させるとともに、健康的な食生活習慣の確立や適切な運動習慣の普及等を推進します。
＜健康対策課＞
- ⑤ カロリー（エネルギー）や塩分に配慮したヘルシーメニューや栄養表示などの健康情報の提供等を行う「健康応援団」登録店舗の拡大・充実を図ります。
＜健康対策課＞
- ⑥ 自ら選んで、作って食べることができる知識と技術を習得するための料理講習会等の開催を支援します。
＜食品安全・衛生課＞
- ⑦ 食に関するさまざまな体験活動を県民運動として推進することで、生涯にわたって健全な食生活を実践できる県民を育成し、県民の心身の健康増進をめざします。
＜体育保健課＞
- ⑧ 生命尊重・人間尊重・男女平等の精神に基づき、児童生徒の発達段階に応じた適切な性に関する指導を実施するよう、学校関係者等に対し周知徹底を図るとともに、学校、家庭や医療機関を始めとする地域の関係機関等との連携に取り組みます。
＜体育保健課＞
- ⑨ 男女がともに生涯にわたって健康を保持・増進することができるよう、広く県民を対象とした「県民総スポーツ」を推進します。
＜体育保健課＞
- ⑩ 夜間・休日に対応可能な県立精神科の設置に向けた検討を行うとともに精神科救急医療・災害精神科医療体制の一層の強化・充実に努めます。
＜障害福祉課＞

※ 県立精神科とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 19 条の 7 第 1 項に規定する都道府県立精神科病院のことです。

（２）妊娠・出産等に関する健康支援

- ① 総合周産期母子医療センター（県立病院）を核とした地域周産期母子医療センターなど県内産科医療機関と連携した総合的な周産期医療体制を充実します。
＜健康対策課＞
- ② ペリネイタル・ビジット、乳幼児健康診査、産後の母親へのメンタルケアなど妊娠中からの切れ目のない母子保健活動を推進します。
＜健康対策課＞
- ③ 不妊専門相談センター（大分大学）や不妊治療助成事業の活用を促進します。また、妊娠・不妊等に関する正しい知識の普及・啓発を図るとともに妊娠の悩み相談センターの活用を促進します。
＜健康対策課＞

※ ペリネイタル・ビジットとは、産婦人科医と小児科医の連携のもと、小児科医より育児に関する保健指導を受ける機会を提供することにより、妊産婦のもつ育児不安の解消を図るとともに、子どものかかりつけ医師の確保を図るものです。

(3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

- ① エイズの原因となるH I V (ヒト免疫不全ウイルス) への感染や子宮頸がんの原因となるH P V (ヒトパピローマウイルス) への感染をはじめとする性感染症の予防に関する積極的な啓発活動を実施します。 <健康対策課>
- ② 性感染症に対する医療体制、検査体制、相談体制を充実します。 <健康対策課>
- ③ 「大分県エイズ対策専門家会議」を開催し、医療や行政に携わる専門家によるエイズ対策の検討を行います。 <健康対策課>
- ④ 専門家の派遣による講義や研修会を実施するなど、学校におけるエイズ教育や性感染症の予防に対する教育を推進します。 <体育保健課>
- ⑤ 教職員を対象としたエイズ教育(性に関する指導)の考え方・進め方の研修会や関係者による連絡協議会を開催し、発達段階に応じた指導のあり方を研究します。 <体育保健課>
- ⑥ 公共施設や職場における受動喫煙防止対策を推進します。 <健康対策課>
- ⑦ 「第4次薬物乱用防止五か年戦略」に基づき、大分県薬物乱用対策推進地方本部を中心に青少年に対する薬物乱用防止の啓発活動として、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動を実施します。 <薬務室>
- ⑧ 中学生・高校生を中心に「薬物乱用防止教室」を実施するとともに、県内の大学生等を対象に「薬物乱用防止講座」を開催し、薬物乱用防止について啓発を行います。 <薬務室、体育保健課>

(4) 医療分野における女性の参画の拡大

- ① 女性医師が出産・育児等で離職する状況を踏まえ、女性医師の割合が高い小児科医、産婦人科医など特定診療科医師の確保などに努めます。 <医療政策課>
- ② 医療分野への女性の参画を拡大し、女性医師が仕事と子育て・生活を両立することができる環境を整備するため、短時間正規雇用制度など出産・育児等と勤務との両立を応援する医療機関を支援します。 <医療政策課>
- ③ 看護師の勤務環境改善のための施設整備等、看護職が働き続けることのできる魅力ある職場づくりを推進します。 <医療政策課>
- ④ 看護力再開発講習会の開催や就業相談機能の強化等を通じて、潜在看護職の復帰支援の充実に努めます。 <医療政策課>

指標 及び 目標値

指 標	計画策定時の数値		目 標 値
	(年度)		(平成 32 年度)
男性の健康寿命 《33 ページの「トピックス」を参照》	22	69.85 歳	71.80 歳 (平成 31 年度)
女性の健康寿命 《33 ページの「トピックス」を参照》	22	73.19 歳	75.11 歳 (平成 31 年度)
朝食を毎日食べる児童・生徒の割合 (小 5)	26	90.0%	93.0%
妊娠中の妊婦の喫煙率	25	4.9%	0.0%

トピックス

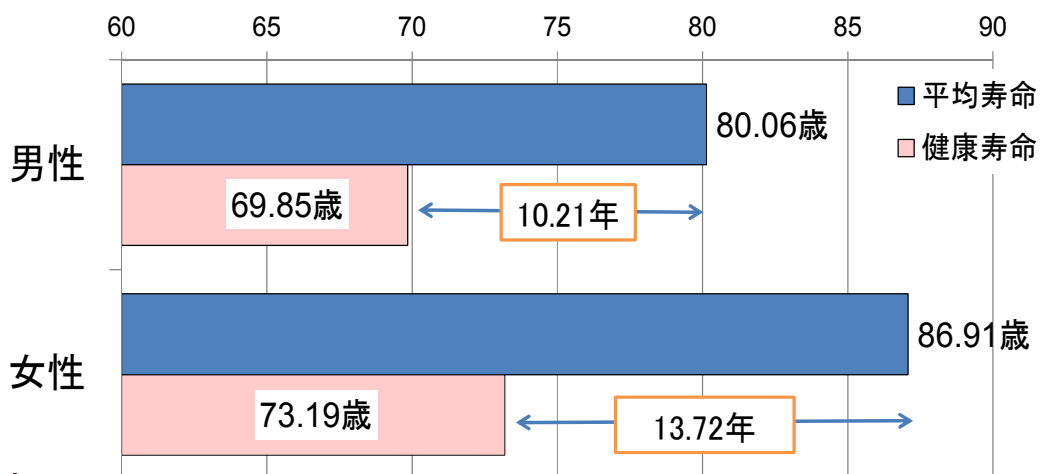
健康寿命



健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のことです。大分県の「健康寿命」は、全国平均よりも短く、その結果、平均寿命と健康寿命の差は、全国で最も大きくなっているため、生活習慣病の発症予防や重症化予防に取り組むとともに、誰もが健康に暮らせる環境づくりを推進します。

※参考（都道府県順位）

平成 22 年の平均寿命は、男性 8 位 女性 9 位
 平成 22 年の健康寿命は、男性 39 位 女性 34 位
 平均寿命と健康寿命の差は、男性 47 位 女性 44 位



基本目標Ⅱ 男女が安心できる生活の確保

重点目標2 ドメスティック・バイオレンス（DV）、性犯罪等の被害者の支援

現状と課題

- 配偶者等からの暴力（DV）は、家庭内の問題、個人的問題とされ、潜在化しやすい傾向にあります。よって、相談・保護から自立支援に至る各段階にわたり、被害者の置かれた状況や地域の実情に応じた切れ目のない支援が必要です。《36 ページの「トピックス」を参照》
《63 ページの資料編「図3」を参照》
- 性犯罪は、暴力等により被害者が身体的精神的に大きな被害を受ける行為です。性犯罪被害者が、被害を訴えることを躊躇せずに必要な相談を受けられるような相談体制の整備や、被害者の心身回復のための被害直後及び中長期の支援が受けられる体制整備を図ることが必要です。
- ストーカー行為は、被害者の平穏な生活を害する行為であるとともに、事態が急展開して重大事件に発展するおそれがある行為です。被害者等の安全確保を最優先とした措置を講じるとともに、被害者が早期に相談することができる体制を整備し、関係機関が連携して、被害者の立場に立った迅速・的確な支援を行うことが必要です。
- 売買春は、女性の性を商品化し、金銭等により売買するものであって、女性の尊厳を傷つけ、女性の人権を軽視するものであり、決して許されるものではありません。被害に遭う女性は、心身ともに大きな被害を受けることになります。
- 子ども・女性を性犯罪等の被害から守るため、県下の声掛け・つきまとい事案等の前兆事案をいち早く集約・分析し、早期に行方者を特定して検挙措置等を講じる必要があります。
- メディアによる有害情報の氾濫や、インターネットやスマートフォンの普及などによる情報化の進展により、児童ポルノや児童買春などの事案が発生していることから、子ども自身の被害回避能力を養うための対策やフィルタリングの啓発などによる被害防止対策を講じる必要があります。
- 子どもが被害者となる性的虐待や児童買春などの違法事案に対しては、厳正に対処すると共に、関係機関・団体との連携の強化により、被害児童に対する相談・支援体制の充実を図る必要があります。

主な取組

(1) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

- ① 医療関係者、民生委員・児童委員等からの通報体制の整備と配偶者暴力相談支援センター及び市町村、警察署等地域における相談体制の充実・関係機関相互の連携強化を図ります。
＜県民生活・男女共同参画課、こども子育て支援課、広報課＞
- ② 被害者が安全かつ安心して保護を受けられるよう、保護体制や被害者の子どもに対する支援の充実に努めます。
＜こども子育て支援課、生活安全企画課＞
- ③ 被害者のカウンセリング等心身のケアの充実、住宅確保、就労、各種支援制度や法制度の利用等生活基盤確立のための支援及び地域でのフォローアップの充実を図り、被害者の自立を支援します。
＜こども子育て支援課、県民生活・男女共同参画課、関係課・室＞
- ④ 被害者に対して適切な支援ができるよう関係機関相互の顔が見えるネットワークづくりを進めるとともに、民間団体との連携と協働を図り、被害者の多様な状況に応じた保護体制を整備します。
＜県民生活・男女共同参画課、こども子育て支援課、広報課＞

- ⑤ 男性被害者に対しても必要な配慮が図られるよう、男性からの相談体制の充実に努めます。
＜県民生活・男女共同参画課＞
- ⑥ 交際相手からのDV（デートDV）に関する予防、啓発のための取組の充実に努めます。
＜県民生活・男女共同参画課＞
- ⑦ DV被害者及び犯罪被害者等に対する住宅の確保（公営住宅の目的外使用又は優先入居）を行います。
＜公営住宅室＞

（２）性犯罪、ストーカー行為等への対策の推進

- ① 性犯罪・性暴力被害者が、安心して相談し、被害直後から中長期的な支援を総合的に受けられることができる体制を整備します。
＜県民生活・男女共同参画課＞
- ② 婦人相談所において、性犯罪、ストーカー行為等の被害を受けた女性や、そのおそれのある女性の人権が適正に守られるよう、関係機関と連携しながら、相談、保護を行います。
＜こども子育て支援課＞
- ③ ストーカー事案被害者の安全確保を最優先に関係機関と連携した適切な保護対策対応を行うとともに、悪質な事案に対しては、積極的な事件化と警告等による事案の拡大防止、再被害防止を図ります。
＜生活安全企画課＞
- ④ 性犯罪被害者の多様なニーズに即した支援を行うため、公益社団法人大分被害者支援センターを中心として関係機関・団体と連携し、性犯罪被害者の精神的・経済的負担を軽減するための支援を充実します。
＜広報課＞
- ⑤ 配偶者暴力相談支援センターや市町村等の相談員に対し、二次被害防止や資質向上のための継続的な研修を実施し、相談体制の充実・強化に努めます。
＜県民生活・男女共同参画課＞
- ⑥ DV被害者及び犯罪被害者等に対する住宅の確保（公営住宅の目的外使用又は優先入居）を行います。
＜公営住宅室＞ [再掲]
- ⑦ 「青少年の健全な育成に関する条例」について、県ホームページ、リーフレット等を活用し、県民に対する積極的な広報啓発を行い、青少年の権利保護に努めます。
＜私学振興・青少年課＞
- ⑧ 青少年の健全な育成を害するおそれがある有害図書等の現状や問題点について広報啓発を図り、県下全書店等に対する指導を通して、有害図書区分陳列の徹底を図ります。
＜私学振興・青少年課＞
- ⑨ 青少年をインターネット上の有害情報や犯罪被害から守るため、フィルタリングサービスの普及を図るとともに、PTA等の関係機関・団体と連携し、家庭の情報教育力の向上を図ります。
＜私学振興・青少年課＞

(3) 売買春への対策の推進

① 売買春防止に関する相談支援、普及啓発を継続し、被害女性の保護に努めます。

＜こども子育て支援課＞

② 女性が売買春の被害者とならないよう、善良な風俗環境の保持と売買春の根絶に向け、関係法令に基づき、風俗犯罪の取締りを強化します。

＜生活環境課＞

指標 及び 目標値

指 標	計画策定時の数値		目 標 値 (平成 32 年度)
	(年度)		
DV被害を一度でも受けた人のうち相談した人の割合 《10 ページの意識調査「図5」を参照》	26	24.6%	50.0%

トピックス

DVとは



DVは、家庭内という人目に触れることが少ない場所で、親密な関係の男女の間で起こることから、潜在化しやすく、被害が深刻化しやすいという特性があります。

被害者は、度重なる暴力により「逃げたら殺されるかもしれない」という恐怖、「逃げても連れ戻される」「離れられない」などの無力感、自分が悪いから殴られるなどの自尊心の低下などにより、「逃げない」「逃げられない」状況に置かれていくという特性があります。

DVはこれまで長い間「家庭内の問題」とされ、暴力という認識がなされていませんでしたが、DV防止法（平成16年の法改正で定義拡大）では、身体的暴力だけでなく、精神的暴力・性的暴力も「暴力」にあたりとされています。このように暴力には様々な形態がありますが、多くの場合、何種類かの暴力が重なって起こります。

- 身体的暴力（殴る、蹴る、髪をひっぱる、突き飛ばす、物を投げつける、首を絞める、刃物などで脅す 等）
- 精神的暴力（無視する、大声でどなる、人格を否定するような暴言を吐く、生命・身体に対する脅迫（殺すぞ・死ぬ等） 等）
- 性的暴力（避妊に協力しない、性行為を強要する、ポルノビデオ等を無理やり見せる 等）
- 経済的暴力（生活費を渡さない・使わせない、借金の強要、外で働くことを禁じる、「誰のおかげで食べられるんだ」など見下して言う 等）
- 社会的暴力（外出を制限する、交友関係や電話を細かくチェックする 等）

「配偶者」には、婚姻の届出をしていない、いわゆる「事実婚」を含みます。また、離婚後も引き続き暴力を受けている元配偶者も含みます。さらに、生活の本拠を共にする交際相手も含まれます。また、男性・女性の別を問わず、外国人にも適用されます。

現状と課題

- 配偶者等からの暴力（DV）、性犯罪、売買春、ストーカー行為等の女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、女性に対する暴力が決して許されないものであるという認識を広く社会に浸透させるとともに、暴力を生まないための予防教育・啓発の推進を通じて、暴力を容認しない社会をつくることが重要です。
- インターネットの普及により、ポルノ画像等の違法・有害な情報が氾濫し、接触が容易になっていることから、インターネット空間に氾濫する違法・有害な情報の削除及び掲載者の検挙対策を推進する必要があります。《39ページの「トピックス」を参照》
- 近年、撮影対象者の同意なく、性的画像をインターネット等を利用して公表する行為により、被害者に多大な精神的苦痛を与える事案が生じており、有効な対策を講じる必要があります。《39ページの「トピックス」を参照》

主な取組

（1）女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

- ① 女性に対する暴力をなくす運動（毎年11月12日～25日）、人権週間等多様な機会を捉えて広報啓発を行うとともに、女性に対する暴力についての学習機会を提供します。
＜県民生活・男女共同参画課、人権・同和対策課、関係課・室＞
- ② 相談対応能力等の向上を図るため、警察安全相談員、交番相談員及び警察官に対し各種研修会を開催するなど相談体制の充実を図るとともに、被害者等の多様なニーズに即した支援を行うため、関係機関・団体との連携強化に努めます。
＜広報課＞
- ③ 女性に対する男性による暴力の予防啓発の充実を図ります。
＜県民生活・男女共同参画課＞
- ④ 学校等関係機関と連携し、若年者を対象とした予防啓発や人権教育の充実・強化を図ります。
＜県民生活・男女共同参画課＞

（2）子どもに対する性的な暴力等の根絶に向けた対策の推進

- ① 大分県警察電子メール情報配信システム「まもめーる」等を活用し、声掛け・つきまとい事案等の発生に関する情報を学校や保護者、地域住民に迅速に情報提供するとともに、スクールサポーターや自主防犯パトロール隊と連携し、子どもの通学路等における安全確保に努めます。
＜生活安全企画課＞
- ② 子どもを性犯罪等の被害から守るため、性犯罪等の前兆とみられる声掛け・つきまとい事案の段階で行為者を特定し、検挙や指導・警告等の措置を積極的に行います。
＜生活安全企画課＞
- ③ 性的虐待等の早期認知・把握に努め、被害者を保護するとともに、加害者に対しては、法に基づき厳正に対処します。
＜少年課＞

- ④ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律や他の法令を適用し、厳正に対処します。 <少年課>
- ⑤ 地域で結成された防犯パトロール隊の子ども見守り活動等に対する支援を更に充実します。 <生活安全企画課>
- ⑥ 児童虐待を早期発見するために、関係機関・団体との連携強化に努め、児童の生命・身体
の保護のための措置を積極的に講じます。 <少年課>
- ⑦ 児童虐待の未然防止や早期発見ときめ細かな在宅支援体制の整備を促進するため、市町村
職員や保健師、保育士等に対する研修を実施する等、人材の育成に努めます。
<こども子育て支援課>
- ⑧ 中央児童相談所について、児童相談に係る施策の企画立案や、学校、警察、医療等関係機
関との連絡調整、市町村に対する支援等、企画調整機能の充実を図ります。
<こども子育て支援課>
- ⑨ 子どもたちが健やかに成長できるよう、児童虐待の防止や暴力根絶に向けた教育・学習活
動を行うなど、社会全体で子どもを支える取組を進めます。
<義務教育課、高校教育課、生徒指導推進室>
- ⑩ スクール・セクハラ防止相談窓口を通じた相談体制の整備を図るとともに、児童生徒及び
保護者への周知に努めます。また、防止に向けた資料の作成、研修実施により相談対応の
向上に努めます。 <人権・同和教育課>
- ⑪ 「青少年の健全な育成に関する条例」に規定する、有害図書等の区分陳列やフィルタリン
グの普及をとおして、青少年が被害に遭いにくい環境づくりに取り組みます。
<私学振興・青少年課>
- ⑫ 青少年が児童買春、児童ポルノに係る犯罪の被害者となることを防ぐため広報啓発を図
り、関係機関、団体との連携を強化し、インターネット上の児童ポルノ画像等の削除等、
被害の拡大防止に努めます。 <私学振興・青少年課>

(3) メディアにおける性・暴力表現への対応

- ① 女性を性的に商品化したり暴力行為の対象として捉えたメディアにおける性・暴力表現
は、男女共同参画社会の実現を大きく阻害するものであるという観点から広報啓発を行
います。 <県民生活・男女共同参画課>
- ② 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律や他
の法令を適用し、厳正に対処します。 <少年課> [再掲]
- ③ 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律や他の法令を適用し、厳正に対
処します。 <生活安全企画課>

指標 及び 目標値

指 標	計画策定時の数値		目 標 値
	(年度)		(平成 32 年度)
性犯罪・性暴力被害者のための総合相談窓口の周知度	27	0.0%	60.0%

トピックス

私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律



近年、交際関係等にあった相手の裸体画像等（性的画像）をその撮影対象者の同意なく、インターネット等を利用して公表する行為により、被害者に多大な精神的苦痛を与える事案（いわゆる「リベンジポルノ」）が発生している実情を鑑み、平成 26 年 11 月に施行された法律です。

第三者が個人を特定できる方法で撮影した性的画像を不特定多数の人が閲覧できる状況にした者は、3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金、その画像等を拡散させる目的で他人に提供した場合も、1 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金となります。

インターネットで公表された画像は、拡散すれば回収が困難となりますので、画像を撮らせないことはもちろん、早急に画像を削除することが重要です。

トピックス

スマホ所有率の急増に伴うメディア・リテラシー教育



スマートフォンやタブレットなど情報端末（メディア）の普及は日々進化し、所有率も低年齢化しており、必要な情報をいつでもどこでも入手することができるようになっていきます。そのような中、情報を正しく入手し活用する力「読み書き能力」（リテラシー）や情報社会において適切な行動をとるために必要な考え方や態度（情報モラル）を育てるための教育の充実が急務となっています。

インターネットを扱う上で、被害者にも加害者にもならないようにするための対策を正しく知ることが大切です。もし被害にあった場合、ひとりで悩まず、他者や相談機関へ相談できる体制があることを伝え、消費者へ向けた注意喚起を促す啓発活動を実施します。また携帯電話・スマートフォンなどによるインターネット利用に伴う危険性について、被害防止のための啓発活動を行います。

現状と課題

- 民間企業等における管理職に占める女性の割合は上昇傾向にあるものの、依然として低い状況であり、男女平等を確保し女性の能力が十分に発揮できるようにするためには、女性の採用・登用の促進を図り、男女共同参画を担う人材の育成を推進することが重要となっています。《41 ページの「トピックス」を参照》 《64 ページの資料編「図5」を参照》
- 人口減少が進む中、将来にわたり持続可能で活力ある大分県をめざすには、多様な人材の活用、多様な視点の導入、新たな発想の取入れ等の観点から、女性の参画をあらゆる分野において進める必要があります。

主な取組

(1) 審議会等への女性の参画促進

- ① 県の審議会等において、女性委員のいない審議会等をなくすことを目指すとともに、女性委員の割合が4割以上の審議会等の全体に占める割合の増加に努めます。
＜県民生活・男女共同参画課、全部局等＞
- ② 職指定等で女性委員の就任が困難な審議会等については、着実な登用を図るための個別目標を設定し、女性の参画促進を図ります。 ＜県民生活・男女共同参画課、関係部局等＞
- ③ 市町村の審議会等においても女性委員の参画を推進するよう要請します。
＜県民生活・男女共同参画課＞

(2) 役職・管理職等への女性の登用促進

- ① 「女性が輝くおおいた推進会議」の取組として、企業や各種機関・団体等に対し、女性の採用や役員・管理職への登用について実効性のある取組を働きかけ、女性活躍推進宣言として公表してもらいます。
＜県民生活・男女共同参画課＞
- ② 企業等における女性の参画拡大に向けた取組を促進するため、表彰や広報を行います。
＜県民生活・男女共同参画課＞
- ③ 企業や各種機関・団体等の女性が役員や管理職を目指せるよう学習機会を提供します。
＜県民生活・男女共同参画課＞

(3) 男女共同参画を担う人材育成

- ① 実践に役立つ学習・研修機会の提供や自主的な学習活動の支援を通じて男女共同参画の推進を担う人材を育成します。
＜県民生活・男女共同参画課、関係課・室＞
- ② 各種の講座や研修会等を通じて女性のエンパワーメントを支援します。
＜県民生活・男女共同参画課、関係課・室＞
- ③ 県内各地において地域に根ざした活動を実践している女性の団体と連携を図りながら啓発・研修を行うことにより女性の意識や資質の向上が図られるよう支援します。
＜県民生活・男女共同参画課、関係課・室＞

- ④ 男性の人材を育成するため、男性が参加しやすい学習機会の提供に努めます。
 < 県民生活・男女共同参画課、関係課・室 >
- ⑤ 男女共同参画を担う人材のネットワークづくりを支援します。
 < 県民生活・男女共同参画課、関係課・室 >

指標 及び 目標値

指 標	計画策定時の数値		目 標 値 (平成 32 年度)
	(年度)		
女性委員の割合が 4 割以上の県の審議会等の全体に占める割合 <<64 ページの資料編「図4」を参照>>	26	53.0%	60.0%
雇用者のうち管理的職業従事者に占める女性の割合（従業員 100 名以上の企業） <<64 ページの資料編「図5」を参照>>	22	5.8%	7.7%

トピックス

女性が輝くおおいた推進会議



県では、性別にかかわらず、男女がその能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のため、また、活力ある大分県をつくっていくことを目的に、女性の活躍推進や意識改革のための啓発活動に取り組んでいます。

平成 27 年 8 月 28 日には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（いわゆる「女性活躍推進法」）が成立し、女性の活躍を推進するため、国や地方公共団体、大企業に女性の活躍に関する目標や取組などを事業主行動計画として策定・公表するよう義務づけられました。

この推進会議では経済団体と県が連携し、県内全ての企業・団体等にむけて経営者等の意識改革のための啓発活動や、女性活躍推進宣言作成支援等、女性の活躍推進に関する取組を行っていきます。



基本目標Ⅲ 女性の活躍の推進

重点目標2 雇用等の分野における男女共同参画の推進

現状と課題

- 管理職に占める女性の割合は依然として低い状況であり、男女平等を確保し女性の能力が十分に発揮できるようにするためには、女性の活躍状況の把握・分析、女性の採用・登用や勤続年数の男女差、長時間労働の削減等に関する目標設定・目標達成に向けた取組、女性の活躍状況に関する情報開示（見える化）など、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（いわゆる「女性活躍推進法」）に基づく取組を含めた積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を推進することが重要となっています。
- 結婚や第1子出産を機に女性の約6割が退職するなど、結婚、出産、子育て期に就業を中断する女性が多いことから、継続就労あるいは再就職ができる環境の整備が求められています。《47ページの「トピックス」を参照》
- 県民意識調査によると、女性が仕事を続けていくために必要なことは、「家族や周囲の理解と協力があること」が最も高い割合となっています。そのためには、男女労働者間の格差を解消し、各人がそれぞれ選択した生き方の中で、その能力を十分に発揮していくことができる体制の整備が必要です。《12ページの意識調査「図11」を参照》
- 平成26年7月1日から改正男女雇用機会均等法施行規則等が施行され、すべての労働者の募集、採用、昇進、職種の変更をする際に、合理的な理由がないにもかかわらず転勤要件を設けることは、間接差別として禁止されています。
- セクシュアルハラスメントの発生原因や背景には、固定的な性別役割分担意識に基づく言動があると考えられるため、こうした意識をなくしていくことがセクシュアルハラスメントの防止対策を進める上で重要です。
- 働く場におけるセクシュアルハラスメントの防止については、事業主や労働者に対する周知啓発などにより、男女がともに安心して働くことができる職場環境を整える必要があります。
- 妊娠・出産・育休などを理由とする、解雇・雇い止め・降格などの不利益な取扱い（いわゆる「マタニティハラスメント」）を行うことは法令違反となります。事業主に対する啓発とともに、妊娠・出産・育児をしながら働く女性のための制度の周知も必要です。《47ページの「トピックス」を参照》
- 平成27年4月1日からパートタイム労働法や施行規則、指針が改定され、正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の範囲が拡大されました。パートタイム労働者の公正な待遇とともに、雇用環境の整備が重要です。
- 女性は、中小企業の経営者又は家族従業者として事業活動で大きな役割を担っています。中小企業を取り巻く事業環境は依然厳しい状況にあり、女性経営者等の経営力向上への支援が必要です。
- 女性が創業する場合、アイデアと意欲はあっても経営や事業に関する知識が不足していたり、開業資金の調達が難しいなどの課題もあり、多様な生き方の実現や能力発揮のための支援が必要です。

主な取組

(1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

- ① 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保に加え、固定的な性別役割分担意識の解消、長時間労働の抑制や子育て支援策の充実等による仕事と生活の調和など、関係する様々な施策を積極的に推進します。

＜県民生活・男女共同参画課、こども子育て支援課、労政福祉課＞

- ② 事業主や労働者に対し、セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメントの防止について周知啓発を行い、男女がともに安心して働くことができる職場環境づくりを推進します。また、労働相談により、被害者の救済支援に努めます。

＜県民生活・男女共同参画課、人権・同和対策課、労政福祉課＞

- ③ 職場における男女の均等な機会と待遇の確保及び女性労働者が妊娠、出産後も引き続き能力を発揮する機会を確保するため、労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法などに基づき企業が女性労働者の母性保護及び母性健康管理を積極的に進めるよう、事業主や労働者に対し労働講座・出前講座等により普及啓発に努めます。 ＜労政福祉課＞

- ④ 市町村に対して職員のセクシュアルハラスメント防止対策の充実を図るよう要請します。

＜県民生活・男女共同参画課＞

（２）非正規雇用における雇用環境の整備

- ① パートタイム労働法及び同指針の周知徹底を図り、パートタイム労働者と通常の労働者との均衡を考慮した処遇の浸透・定着に努めます。 ＜労政福祉課＞

- ② パートタイム労働者、契約社員、派遣労働者などの非正規労働者に対する法令に基づいた適切な雇用管理、正規職員との均衡がとれた労働条件・待遇の確保・改善について、事業主、労働者への労働講座・出前講座の開催、広報誌等により、法令遵守の徹底を図ります。また、法令違反など不適切な事例については労働相談等による対応に努めます。

＜労政福祉課＞

- ③ 非正規雇用から正規雇用への転換を希望する者に対して、職業訓練などの支援を行います。 ＜雇用・人材育成課＞

- ④ 働く女性のスキルアップやキャリア形成に役立つ講座の開催及び情報提供を行います。

＜県民生活・男女共同参画課＞

（３）ポジティブ・アクションの推進

- ① 事業主や労働者に対し、労働講座の開催や広報誌を通じて、企業のポジティブ・アクション促進について啓発に努めます。 ＜労政福祉課＞

- ② 県工事入札参加資格の等級格付けにおいて、次世代育成支援対策推進に積極的に取り組んでいる企業を評価します。 ＜土木建築企画課＞

- ③ 県庁舎等維持管理業務に係る入札参加資格審査において、新たな審査事項として、「女性の職業生活における活躍の推進」を追加します。 ＜用度管財課＞

- ④ 県の入札手続きにおいて、女性の職業生活における活躍の推進への取組状況を考慮していくよう努めます。 ＜県民生活・男女共同参画課＞

- ⑤ 男女共同参画に関する取組状況を把握し、女性が働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業の好事例を紹介するなどして、企業のポジティブ・アクションを促進します。 ＜県民生活・男女共同参画課＞

※ ポジティブ・アクション（積極的改善措置）とは、様々な分野において、活動に参加する男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、活動に参加する機会を積極的に提供することをいい、個々の状況に応じて実施していくものです。積極的改善措置の例としては、県の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性県職員の管理職への登用推進等が実施されています。大分県男女共同参画推進条例第4条では、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）は県の責務として規定されています。雇用の分野においては、「営業職に女性がほとんど配置されていない」、「管理職は男性が大半を占めている」などの差が男女労働者の間に生じている場合、このような差を解消しようと個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組をいいます。

（４）女性の能力発揮促進のための支援

- ① おおいたスタートアップセンターを拠点に、相談対応、セミナー開催等を通じ男女を問わず、創業の実現を支援します。 <経営金融支援室>
- ② 女性にとって柔軟な働き方が可能となる企業誘致を推進します。 <企業立地推進課>
- ③ 女性の参画が少ない分野での産業のイメージ向上や、女性が働きやすい職場環境の整備に努めます。 <土木建築企画課>
- ④ 性別を理由とした採用・配置・昇格等における差別的取扱いが行われない職場づくりを進めるため各種法令等の周知・啓発に努めます。また、使用者向けの人材育成助成金制度等の周知に努め、教育訓練や職場研修の機会を確保できるよう取り組みます。 <労政福祉課>
- ⑤ 出産・育児等の理由により離職し再就職を希望する求職者のスキルアップを図るため、職業訓練コースを拡充するとともに、職業訓練期間中の保育料の助成や託児サービスの提供による受講環境の整備を進め、再就職の支援を行います。 <雇用・人材育成課>
- ⑥ いきいきと活躍する女性のロールモデルの発掘を行い、活躍事例についてホームページ等を活用し積極的に情報発信します。 <県民生活・男女共同参画課>
- ⑦ 女性の能力を十分に発揮するための情報提供、学習機会の提供、相談対応、助言など、総合的な支援を行います。 <県民生活・男女共同参画課>

（５）女性の就業継続、再就職のための支援

- ① 出産や育児等で離職した子育て中の女性の再就職等を支援するため、求職活動や就職に向けた面接、試験などの際に利用できる、無料の託児サービスを実施します。 <県民生活・男女共同参画課>
- ② 妊娠・子育て中の労働者に配慮した職場環境の整備や、子育てや介護などさまざまな個人の生活に対応した柔軟な働き方の選択ができる勤務制度（育児休業、短時間勤務、テレワーク、在宅勤務など）について普及啓発に努めます。 <労政福祉課>
- ③ 労働者が、育児・介護休業を取得しやすくするために、育児・介護休業期間中に必要とする生活資金を融資します。 <労政福祉課>

- ④ 企業情報の提供や職業相談、就職支援セミナー、職業訓練への誘導など女性を含めた若者の個々の状況に応じたきめ細かな就業支援に取り組みます。 <雇用・人材育成課>
- ⑤ 求職者の多様なニーズに対応できるよう、ジョブカフェの相談員を対象に研修を行い、カウンセリング能力の向上に努めます。 <雇用・人材育成課>
- ⑥ 職業生活を送るために必要な情報が得られるよう、就労、起業・創業、子育て支援、教育、福祉等のさまざまな分野に関する相談対応、情報提供や関係機関への紹介等を一か所で行うワンストップ相談体制の構築を検討します。
<県民生活・男女共同参画課、関係課・室>
- ⑦ 学校が行うキャリア教育への支援として、各種就職支援セミナーや企業人講話、内定者向け講習会などを行います。 <雇用・人材育成課>
- ⑧ 商工会、商工会議所が実施する女性部員を対象とした研修会や講習会を支援し、女性部員の資質や地位の向上を図ります。 <商工労働企画課>
- ⑨ 女性の経済的自立の促進と雇用の場の確保のため、必要な事業資金を低金利、無担保で融資します。 <経営金融支援室>
- ⑩ 自営商工業における経営と家計の分離を進めるため、商工会等による巡回指導等を通じて、経営の実態と家族従業者の状況把握に努めるとともに、経営の改善発達を支援します。 <商工労働企画課>
- ⑪ 地域の実情に応じて、質の高い教育・保育が適切に提供されるよう、市町村の計画に基づき新たな保育所や幼保連携型認定こども園の設置認可を行うなど、地域における幼児教育・保育の提供体制の確保を支援します。 <こども子育て支援課>
- ⑫ 待機児童解消や多様な保育ニーズへの対応のため、保育士等の人材確保を支援します。 <こども子育て支援課>
- ⑬ 多様な保育ニーズに対応するため、保育所の「延長保育」や幼稚園や認定こども園で実施する「在園児を対象とした預かり保育（一時預かり）」の実施を促進するとともに、地域の様々な状況に合わせて保育の場が確保されるよう、「家庭的保育（保育ママ）」や「小規模保育」などを実施する市町村を支援します。 <こども子育て支援課>
- ⑭ 病気のため保育所等での保育が困難な子どもを病院・診療所等で預かる「病児・病後児保育」の実施を促進します。 <こども子育て支援課>
- ⑮ 昼間、家庭に保護者がいない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ」の設置を促進するとともに、ニーズに応じた開所時間を確保する等、サービスの向上を図ります。 <こども子育て支援課>
- ⑯ 保護者の病気や買い物等の用事の際に、地域の人たちが会員制で子育てを助け合う「ファミリー・サポート・センター」の実施を促進します。 <こども子育て支援課>

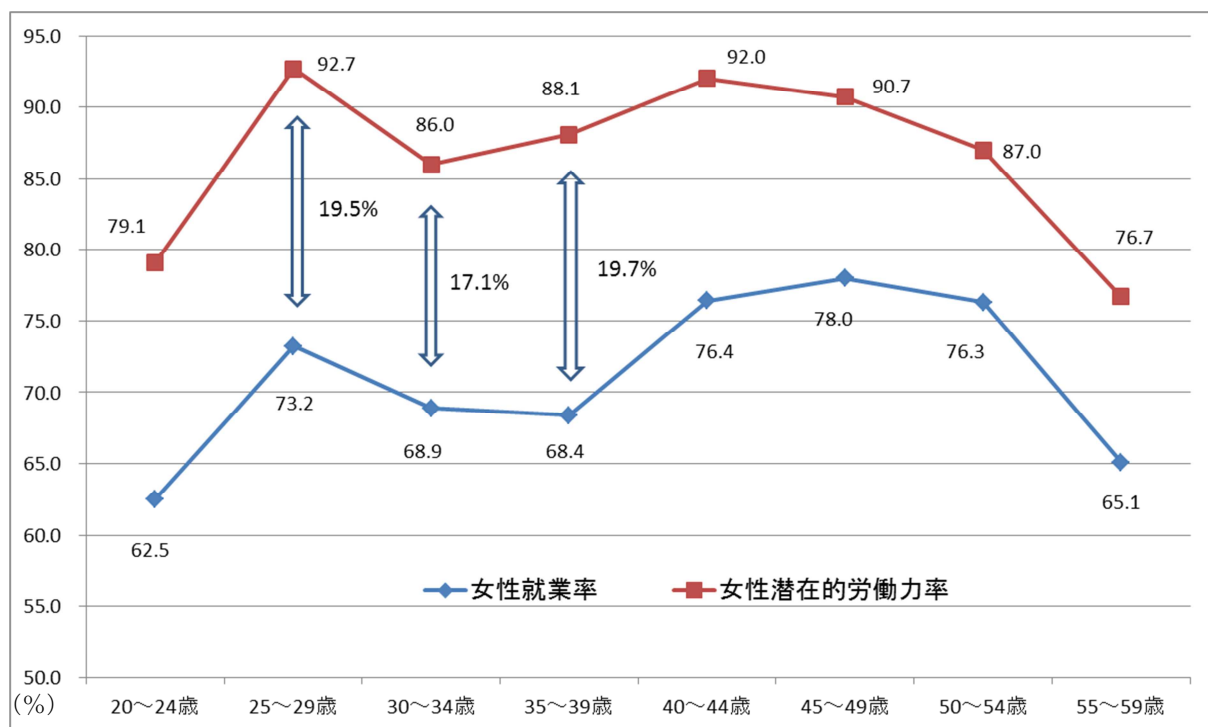
⑰ 主に乳幼児のいる親とその子どもが気軽に集い、交流や育児相談等ができる「地域子育て支援拠点」の設置促進や機能充実に努めます。
 <こども子育て支援課>

⑱ ひとり親の就業促進や子どもの健全育成に資するため、保育所への優先入所の取扱いの促進に努めます。併せて放課後児童クラブを優先的に利用できるよう取り組みます。
 <こども子育て支援課>

指標 及び 目標値

指 標	計画策定時の数値		目 標 値 (平成 32 年度)
	(年度)		
30～39 歳女性の就業率	24	68.6%	73.9%
女性が輝くおおいた推進会議の女性活躍宣言企業数	26	0 社	136 社
職場において「男女の地位が平等」と感じる人の割合 <<10 ページの意識調査「図3」を参照>>	26	19.6%	30.0%

大分県の女性の年齢別就業率と潜在的労働力率



平成24年 総務省 就業構造基本調査



トピックス

マタニティハラスメント

妊娠・出産・育休などを理由とする、解雇・雇い止め・降格などの不利益な取扱いを、「マタニティハラスメント」、「マタハラ」といい、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法で禁止されています。

例えば、「妊娠を聞く前は契約更新を前提にしていたのに、妊娠の報告を受けたので雇い止めとした」、「育休を1年間取りたいと相談されたので、経営悪化等を口実に解雇した」などは違法です。法令違反の不利益取扱いを行った場合、行政指導や、悪質な場合には事業主名が公表されます。平成27年9月4日には、男女雇用機会均等法に基づき妊娠を理由とする解雇について初めて事業主名が公表されました。

また、平成26年10月23日の最高裁判所判決では、妊娠中の軽易業務への転換を「契機として」降格処分を行った場合、妊娠中の軽易業務への転換を「理由として」降格したと解されるとして男女雇用機会均等法に違反するとの判断が示されました。原則として、妊娠・出産・育休等の事由の終了から1年以内に不利益取扱いがなされた場合は「契機として」と判断され、法令違反となります。



トピックス

働きたい女性のための託児サービス

平成28年3月1日 現在

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）では、結婚や育児、介護などでいったん退職された女性の再就職を応援するため、就職活動や面接、試験、就職ガイダンスなどに参加する女性を対象に、無料の託児サービスを県内3か所（大分市、別府市、中津市）で実施しています。

詳しくは、県ホームページをご覧ください。

(<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/takujisabisu.html>)

<お問い合わせ>

共通 電話：097-534-2039

- 大分市
場所：アイネス
(大分市東春日町1番1号
NS大分ビル1階)
- 別府市
場所：別府市男女共同参画センター
あす・べっぷ
(別府市大字別府字野口原
3030番地1)
- 中津市
場所：中津市教育福祉センター
(中津市沖代町1-1-11)



対象年齢：満1歳以上～就学前のお子さん

定員：各5名まで

開設時間：9時30分から16時30分まで



現状と課題

- 固定的な性別役割分担意識を背景に、男性を中心とした雇用慣行が維持されていることなどにより、家事・育児・介護等の家庭生活の大部分を女性が担っている状況があります。今後は、今よりも男女が共に社会のあらゆる活動に参画し、支え合っていく必要があります。
《62 ページの資料編「図1」を参照》
- 人口減少が進展する中、2040 年の本県人口は 2010 年の約 2 割減、生産年齢人口は 2010 年の約 3 割にあたる 22 万人が減少すると予測されています。
- 結婚・出産の際でも離職せず就労を継続できるよう、企業が働き方を見直し、誰もが働きながら子育てや介護ができる環境を整える取組が必要となっています。
- 仕事と仕事以外の生活（育児、介護、自己啓発等）を希望するバランスで行うことができるよう、企業が職場環境の整備や働き方改革などワーク・ライフ・バランスの推進に取り組むことで、優秀な人材の確保や労働生産性の向上などのメリットがあることを認識してもらう必要があります。
- 厚生労働省「平成 25 年労働安全衛生調査」によると、仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスを感じている労働者の割合は、52.3%と、半数を超えています。その内容は、多い順に「仕事の質・量」「仕事の失敗、責任の発生等」「対人関係（セクハラ・パワハラを含む）」となっています。
- メンタルヘルスについては、労働者が相談しやすい環境の整備とともに、平成 27 年 12 月 1 日からスタートするストレスチェック制度の周知などの取組が必要です。《50 ページの「トピックス」を参照》
- 平成 26 年 11 月に過労死等の防止のための対策を推進し、過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現を目指し「過労死等防止対策推進法」が施行されました。適切な労働時間、健全な労働環境の実現に向けて、今一度、労働安全衛生環境を見直す必要があります。
- 働き方の多様化や共働き世帯の増加等に対応するためには、ニーズに対応した保育サービスの確保や充実を図る必要があります。また、核家族化が進行し、地域の繋がりが希薄化する中、子育て家庭が楽しさや充実感を持って子育てできるためには、子育て支援サービスのさらなる充実が必要です。

主な取組

(1) 長時間労働の抑制等の推進

- ① 男女がともに働きやすい職場づくりに積極的に取り組む事業者を表彰するなど、仕事と生活の調和の実現に向けた取組を推進します。 <県民生活・男女共同参画課、労政福祉課>
- ② 県内の経営者団体・労働者団体・行政の代表者による「おおいた子育て応援共同宣言」に沿って、仕事と生活の調和の実現に向けた取組を社会全体が一体となって行います。
<労政福祉課>
- ③ 職場での時間外労働の抑制・縮減による長時間労働の改善や健康指導・相談などの健康管理の体制整備・メンタルヘルス対策（ストレスチェック制度等）について、労働講座や広報誌等で普及啓発に努めます。
<労政福祉課>

(2) 多様で柔軟な働き方の推進

- ① 妊娠・子育て中の労働者に配慮した職場環境の整備や、子育てや介護などさまざまな個人の生活に対応した柔軟な働き方の選択ができる勤務制度について普及啓発に努めます。
＜労政福祉課＞ [再掲]
- ② 仕事と家庭を両立させた身近な女性のロールモデルの発掘を行い、活躍事例を積極的に発信します。
＜県民生活・男女共同参画課＞

(3) 男性の子育てや介護等への参画の促進

- ① 男性の家事・育児参画についての理解や関心が深まり、取組が促進されるよう、男性の子育てを応援するシンボルマークを活用し、啓発冊子、インターネット等多様な媒体を活用した広報・啓発等を行います。　　＜こども子育て支援課、県民生活・男女共同参画課＞
- ② 企業において育児休業・介護休業が制度として定着するよう周知啓発を図るとともに、男性の育児休業取得、小学校就学前の子を養育する労働者の所定外労働の免除、短時間勤務制度、子の看護休暇制度及び家族の介護休暇制度等の普及促進に努めます。
＜労政福祉課＞
- ③ 男性の子育て・介護・地域への参画を促進するため、労働局、使用者団体等と連携して、事業主に対し、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定指導を行うとともに、働きやすい職場環境の整備を支援します。　　＜労政福祉課＞ [再掲]
- ④ 地域の実情に応じて、質の高い教育・保育が適切に提供されるよう、市町村の計画に基づき新たな保育所や幼保連携型認定こども園の設置認可を行うなど、地域における幼児教育・保育の提供体制の確保を支援します。　　＜こども子育て支援課＞ [再掲]
- ⑤ 待機児童解消や多様な保育ニーズへの対応のため、保育士等の人材確保を支援します。
＜こども子育て支援課＞ [再掲]
- ⑥ 多様な保育ニーズに対応するため、保育所の「延長保育」や幼稚園や認定こども園で実施する「在園児を対象とした預かり保育（一時預かり）」の実施を促進するとともに、地域の様々な状況に合わせて保育の場が確保されるよう、「家庭的保育（保育ママ）」や「小規模保育」などを実施する市町村を支援します。　　＜こども子育て支援課＞ [再掲]
- ⑦ 病気のため保育所等での保育が困難な子どもを病院・診療所等で預かる「病児・病後児保育」の実施を促進します。　　＜こども子育て支援課＞ [再掲]
- ⑧ 昼間、家庭に保護者がいない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ」の設置を促進するとともに、ニーズに応じた開所時間を確保する等、サービスの向上を図ります。　　＜こども子育て支援課＞ [再掲]
- ⑨ 保護者の病気や買い物等の用事の際に、地域の人たちが会員制で子育てを助け合う「ファミリー・サポート・センター」の実施を促進します。　　＜こども子育て支援課＞ [再掲]

- ⑩ 主に乳幼児のいる親とその子どもが気軽に集い、交流や育児相談等ができる「地域子育て支援拠点」の設置促進や機能充実に努めます。 <こども子育て支援課> [再掲]
- ⑪ ひとり親の就業促進や子どもの健全育成に資するため、保育所への優先入所の取扱いの促進に努めます。併せて放課後児童クラブを優先的に利用できるよう取り組みます。 <こども子育て支援課> [再掲]
- ⑫ 子育て支援など、さまざまな分野において活躍する高齢者グループ等を発掘し、地域の担い手となる高齢者を増やすとともに、地域のニーズと高齢者とのマッチングを行う仕組みづくりを各市町村レベルで構築します。 <高齢者福祉課>
- ⑬ 介護従事者の養成等、介護負担の軽減に向けた介護支援策を充実します。 <高齢者福祉課>

指標 及び 目標値

指 標	計画策定時の数値		目 標 値 (平成 32 年度)
	(年度)		
次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業数	26	18 社	50 社
病児・病後児保育実施施設数	26	20 か所	32 か所

トピックス

ストレスチェック制度



「ストレスチェック制度」とは、ストレスに関する質問票（選択回答）に労働者が記入し、それを分析することで、自分のストレスがどのような状態にあるかを調べる簡単な検査です。

労働安全衛生法が改正され、労働者が 50 人以上の事業場では、平成 27 年 12 月から、1 年以内ごとに 1 回、定期的にこの検査を実施することが義務づけられました。

労働者が自分のストレス状態を知ること、ストレスをためすぎないように対処したり、ストレスが高い状態の場合は医師の面接を受けて助言をもらったり、職場の改善につなげたりすることで、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止する取組です。

ストレスチェックの結果は本人に直接通知し、本人の同意がない限りは事業者には提供しません。

現状と課題

- 農業就業人口の半数を女性が占めるなど、女性は農林水産業の振興、経営の発展や地域の活性化において重要な役割を果たしています。
- 地域ビジネスの展開や事業の創出を図る「6次産業化」の進展に伴い、女性の能力の発揮による活躍がますます期待されています。
- 女性の経済的地位の向上のためには、女性の主体的な経営参画、家族の理解、経営上の位置づけの明確化など女性が就業しやすい環境づくりが必要です。《53ページの「トピックス」を参照》
- 女性の能力の発揮による経営発展のためには経営者としての自覚や意識の向上、生産技術、販売、労務及び財務などのマネジメント能力を高めていくことが重要です。
- 農林水産業の生産だけでなく、直売や加工、ツーリズム、地産地消、食育、食文化の伝承など農山漁村の魅力を伝える活動は、女性の活躍の場となっていますが、高齢化によるリタイアが危惧され、次代を担う女性の育成が求められています。
- 農山漁村における経済活動の一翼を担っている関係団体が開催する研修会等へ女性が参加することにより、男女共同参画の意識を高める必要があります。

主な取組

(1) 意識改革と政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- ① 男女共同参画推進セミナーや農山漁村女性の日など多様な機会を捉えて、男女共同参画の理念を浸透させる行事を実施します。 <農山漁村・担い手支援課>
- ② 人・農地プランを検討する場への参画や、農業委員及び農業協同組合の役員への登用など女性が一層活躍できる環境整備を関係団体と進めます。 <農地農振室、団体指導・金融課>
- ③ 関係団体が開催する研修会や女性同士のネットワークの強化等の取組を通じて男女ともに意識改革を図ります。 <農地農振室、団体指導・金融課、林務管理課、水産振興課>

(2) 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備

- ① 経営方針に加え女性の経営上の位置づけ、就業条件・環境を明記した家族経営協定や夫婦による認定農業者の共同申請について普及・啓発を図ります。 <農山漁村・担い手支援課>
- ② 販売、労務及び財務のマネジメントに関する研修や先進地視察などを実施し、経営感覚に優れた女性の育成に努めます。 <農山漁村・担い手支援課>
- ③ 農林水産物の直売や加工、農漁家レストランなどの起業活動を行う女性に対して、多様な地域資源を使用した商品開発や加工技術、経営管理、マーケティングなどに関する研修を行い、経営の高度化・安定化を図ります。 <農山漁村・担い手支援課>

- ④ 経営や起業活動の発展、食文化の伝承、食と農・林・水産を結ぶ活動、消費者との交流活動など地域で活躍する女性を紹介し社会的な認知度の向上を図ります。
 <農山漁村・担い手支援課、水産振興課>
- ⑤ 漁村で活躍する女性とともに、漁村活性化、担い手対策などテーマを設けた研修会を実施するなど、課題解決に向けて活躍できる人材を育成します。
 <水産振興課>
- ⑥ 地域資源等を活用した起業化に向けた調査研究への取組を促し、各種団体(女性グループ)等の産業振興につながる持続可能な起業活動を、各振興局において迅速かつ柔軟にワンストップで支援します。
 <地域活力応援室>

(3) 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり

- ① 子育て世代の女性のスキルアップを支援するため、研修交流等により経験豊富な女性からの知識や技術の継承を促進するとともに、ネットワーク化を図ります。あわせて研修会で託児支援をするなど参加しやすい環境づくりを進めます。
 <農山漁村・担い手支援課>
- ② 家族経営協定の普及・啓発などを通じてワーク・ライフ・バランスに配慮した働き方を推進します。
 <農山漁村・担い手支援課>
- ③ 漁業協同組合女性部への若い世代の加入を促進し女性部活動の活性化を支援します。
 <水産振興課>
- ④ NPO法人や各地域のグリーンツーリズム関係団体との協働により、農作業体験・農泊等のレベルアップに努めるとともに、観光・地域事業者と連携してツーリズムを一体的に推進します。
 <観光・地域振興課>

指標 及び 目標値

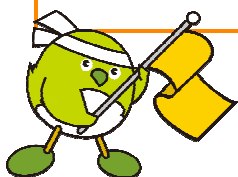
指 標	計画策定時の数値		目 標 値 (平成 32 年度)
	(年度)		
新たに認定する女性農業経営士数	27	0 人	60 人



平成27年7月24日、大分農業文化公園にて県内の農林水産業に携わる女性たちが「おおいたA F F女性ネットワーク」を設立しました。

生活や経営の改善、起業活動、男女共同参画の実現などに取り組んできた4団体の活動成果をさらに飛躍させるために一本化したもので、「A F F」は、Agriculture（農業）、Forestry（林業）、Fisheries（水産業）の頭文字からとりました。

各振興局単位に支部も設置し、全域または地域レベルで、経営発展に関する知識・技術の習得、農山漁村の活性化のための交流活動、ワーク・ライフ・バランスの実現、社会的・経済的地位の向上及び農山漁村の男女共同参画の促進などに取り組むこととしています。また若い世代の会員も増やし、その能力を発揮できる環境づくりやベテラン女性の素晴らしい“技術”や“知恵”を繋げていくことにも取り組みます。大分県では、女性たちが新たにスタートさせた本団体の活動を通じて、各々の夢や目標が実現できるように支援しながら、農山漁村における女性の活躍を進めます。



現状と課題

- 地域においては、高齢化・過疎化の進行、人間関係の希薄化や単身世帯の増加等の様々な変化が生じており、地域における役割を男女が共に担わないと立ち行かなくなる状況となっています。魅力ある地域づくりをしていくためには、地域活動における性別・世代の偏りを解消し、地域における男女共同参画を推進することがさらに重要となっています。
- 自治会活動においては、これまでも女性が様々な役割を担ってきましたが、方針決定の場への女性の参画は進んでいません。性別にとらわれず、自治会活動の主導的役割を担うことができる環境づくりが必要です。〈65 ページの資料編「図6」「図7」を参照〉
- 観光・地域づくり分野においては、県内各地に地域リーダーとして活躍している女性が増えています。今後も、地域の中での様々な取組に男女が共に参加していけるよう女性リーダーの育成や情報発信を行うことが大切です。
- 防災分野については、地域防災計画等で男女共同参画の視点が盛り込まれており、これを着実に実施が必要です。特に、過去の被災時の教訓から、男女のニーズの違いを把握した避難所運営等の災害復興分野における女性の参画を推進する必要があります。〈56 ページの「トピックス」を参照〉
- 高齢者宅への防火訪問や災害時の避難所運営等における子どもや女性のニーズの把握等、女性目線に立ったきめ細やかな配慮が求められています。
- 環境分野では、3Rの推進や環境保全活動など、これまで県民総参加で取り組んできた「ごみゼロおおいた作戦」の成果をいかし、さらに高みを目指した地域活性化型の「おおいたうつくし作戦」を推進します。
- 喫緊の課題である地球温暖化対策として、持続可能な低炭素社会づくりを推進するためには、県民一人ひとりの環境に関する意識を高め、主体的に行動することが求められています。
- 男女が共に参加する環境保全活動を一層推進し、実施にあたっては学校や地域、NPOなどあらゆる主体と連携しながら、環境分野における男女共同参画を推進する必要があります。

主な取組

(1) 地域における男女共同参画の推進

- ① 男女が共に地域活動に参加できるよう、地域におけるNPO活動を活性化し持続発展させるため、人材の育成や活動資金の確保、事業実施能力向上のための支援を実施します。また、NPOと社会貢献活動に関心のある企業の相互理解を深めるための出会いの場を設けるなど、NPOと企業の交流を促進します。 <県民生活・男女共同参画課、関係課・室>
- ② 地域活動、NPO活動等で輝いている女性個人、女性団体を顕彰し、女性活躍の身近なモデルを示すことによって男女共同参画社会実現のための機運を高めます。
<県民生活・男女共同参画課、関係課・室>
- ③ PTA、自治会など地域における多様な政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図ります。
<県民生活・男女共同参画課、社会教育課、市町村振興課、関係課・室>

- ④ 女性の参画や多様な年齢層の参加を推進するため、地域住民による自主防犯ボランティア活動に対する支援を充実するとともに、連携強化に努めます。 <生活安全企画課>

(2) 地域おこし・まちづくり・観光分野における男女共同参画の推進

- ① 観光・地域づくりに男女が共に参加するよう、研修会等を通して人材育成・ネットワーク化を図るとともに、地域活動における参画事例を情報発信することにより、他の地域・団体の活動への女性の参画を促進します。 <観光・地域振興課>
- ② 地域における活動の促進に資するため、女性の人材・団体情報の収集・整備・提供を行います。 <県民生活・男女共同参画課、関係課・室>

(3) 防災・災害復興分野における男女共同参画の推進

- ① 防災アドバイザー派遣制度等を活用して、女性が地域の防災活動に参画しやすい環境を整えながら、女性消防団と連携して地域の防災体制づくりを推進します。 <防災対策室>
- ② 避難所の運営や避難生活者のニーズ把握には女性のきめ細かな視点が必要です。引き続き市町村と連携して、女性防災士の積極的な育成とスキルアップに取り組みます。 <防災対策室>
- ③ 防火訪問や災害時の避難所運営等において、子どもや女性のニーズの把握等、女性目線に立ったきめ細やかな配慮ができる女性消防団員を確保するための取組を推進します。 <消防保安室>
- ④ リーフレット「女性の視点からの防災対策のススメ」を活用します。 <防災危機管理課、県民生活・男女共同参画課>
- ⑤ 避難所における女性被災者に対する支援について、女性警察官の能力や特性を活用します。 <警備第二課>

(4) 環境分野における男女共同参画の推進

- ① 男女が共に参加して地域活性化につながる環境保全活動を推進し、県民の環境保全意識の更なる醸成と持続可能な基盤づくりに取り組みます。 <地球環境対策課>

指標 及び 目標値

指 標	計画策定時の数値		目 標 値 (平成 32 年度)
	(年度)		
「男女共同参画」を活動分野としている NPO法人数 《66 ページの資料編「図8」を参照》	26	64 法人	80 法人
自治会長に占める女性の割合 《65 ページの資料編「図6」を参照》	27	2.4%	4.7%
消防団員に占める女性の割合 《66 ページの資料編「図9」を参照》	27	1.4%	3.0%

トピックス

女性防災士の活躍事例



災害に備えた食料や生活用品の備蓄などの対策や、災害時の避難生活者への支援においては、男女のニーズの違いへの対応や高齢者、乳幼児、妊婦などへのきめ細かな配慮が不可欠であるなど、女性の視点からの防災・減災対策が極めて重要です。

女性防災士の活躍例としては、「うすき女性防災士連絡協議会」の活躍が活発です。協議会は平成 25 年 8 月に結成され、現在、100 名の会員でさまざまな取組を行っています。

これまで、被災者に必要なケアについての避難所研修を継続的に実施しているほか、段ボールを活用した段ボールトイレ作りに取り組んできました。さらに、災害から「子ども」「家族」「地域」を守るための事前防災対策の大切さを伝えるため、女性の視点で考えたハンドブックを作成し普及啓発に努めています。



3 推進体制

この計画の取組は、さまざまな分野にまたがっており、これらの取組を総合的かつ効果的に推進するため、県の推進体制の充実・強化及び男女共同参画の拠点施設としての消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）の機能強化を図ります。

また、市町村の推進体制の整備充実、企業、NPO、地域団体等との連携・協働を図り、全県的な広がりをもって、男女共同参画社会の実現に向けて社会のあらゆる分野における取組を進めていきます。

（１） 県の推進体制

- ① 大分県男女共同参画推進本部の機能を十分に発揮し、大分県男女共同参画推進条例及びこの計画に基づく施策を総合的かつ効果的に推進します。
- ② 大分県男女共同参画審議会において、この計画の策定・変更について調査審議し、県民及び事業者からの申出等の処理、男女共同参画の推進に関する重要な事項について、知事の諮問に応じて答申し、及び知事に建議します。
- ③ 大分県男女共同参画審議会に男女共同参画苦情処理委員を置き、県民及び事業者からの苦情等の申出に係る事項を専門的に調査し、又は処理します。
- ④ 職員が男女共同参画の理念を理解し、率先して男女共同参画を推進できるよう研修を行います。

（２） 消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）の機能強化

- ① 男女共同参画に関する講座や啓発事業を実施するとともに、市町村等が行う啓発のモデルとなるような事業づくりを進めます。
- ② 男女共同参画社会の実現に必要な情報を収集・整理し、活字や映像、インターネット等多様な媒体を活用して提供します。
- ③ 男女共同参画社会の実現に向け、個人や団体・グループ、企業等への交流の場の提供や自主的な活動の支援を行うとともに、県民参加型行事の充実を図ります。
- ④ 地域における課題解決や実践的活動につながる知識習得、各地域における人々の課題の把握・解決のための情報提供、人材の発掘・育成などを行います。
- ⑤ 女性が抱えるさまざまな問題や悩みの相談にジェンダー（社会的性別）の存在に気づく視点を持って対応します。また、問題解決に向けて相談者のエンパワーメントを支援する講座を実施する等相談事業の充実を図ります。
- ⑥ 専門性を備えた職員を配置する等、男女共同参画の拠点施設として体制整備を図るとともに、関係機関との連携・協働による取組を行います。

(3) 市町村の推進体制の整備促進

- ① 市町村に対し、「男女共同参画」や「女性」等を名称に冠し、主として男女共同参画を担当する課・室等の設置や計画の策定、条例の制定等、推進体制の充実整備を働きかけます。
- ② 市町村に対し、情報提供、研修機会の提供を行うとともに、広報・啓発活動について連携強化を図ります。
- ③ 市町村長や管理職に対し、市長会や研修会等を通じて、男女共同参画社会実現への理解が深まるよう働きかけます。

(4) 国・関係機関・NPO・企業等との連携・協働

- ① 男女共同参画社会の実現に向け、国と一体となって連携・協働して取組を推進するとともに、地域の実情を適宜情報提供し、必要に応じて全国知事会等のあらゆる機会を通じて国に対して提言・要望等を行います。
- ② 女性が輝くおおいた推進会議、関係機関、NPO等の民間団体、企業等がそれぞれの立場で男女共同参画の推進に主体的に取り組むよう働きかけるとともに、地域における多様な主体との連携・協働を強化することを促進します。
- ③ NPO等の民間団体に対し情報提供や情報交換等を進めるとともに、特に「男女共同参画社会の形成の促進」を図る活動を行うNPOの育成と連携・協働を強化します。

(5) 計画の進行管理

- ① 計画の着実な推進を図るため、計画の進行管理は大分県男女共同参画推進本部が行い、設定された指標及び目標値等により男女共同参画の推進状況や関連施策の実施状況を把握します。
- ② 毎年度、男女共同参画の推進状況等について報告書を作成するとともに、各年度における関連事業計画をまとめ公表します。

指標 及び 目標値

指 標	計画策定時の数値		目 標 値 (平成 32 年度)
	(年度)		
「大分県消費生活・男女共同参画プラザ (アイネス)」の周知度 《11 ページの意識調査「図9」を参照》	26	55.7%	100%
男女共同参画・女性等を名称に冠した担当 課・室等を設置している市町村の割合	27	11.1%	33.0%

4 女性活躍推進法に基づく都道府県推進計画

(1) 女性活躍推進法の目的

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号。平成27年9月4日一部施行。以下「女性活躍推進法」という。）はその目的を以下のように規定しています。

第一条（目的）

この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針

女性の職業生活における活躍を推進する上での基本的方向等を示すため、女性活躍推進法第5条に基づく国の基本方針が、平成27年9月25日に閣議決定されました。これによると、女性活躍推進法の対象は「正規雇用、非正規雇用といった雇用形態、自営業等の就業形態に関わらず、既に働いている女性は当然のこと、これから働こうとしている女性も含め、自らの希望により、働き又は働こうとするすべての女性」としています。また、「女性の職業生活における活躍の推進によって目指すべき社会」を以下のように表現しています。

- 就業希望など働く場面における女性の思いを実現する -

トップの意識改革や男女を通じた働き方の改革を進め、仕事と家庭を両立できる環境を整備することなどにより、就業を希望しているものの育児・介護等を理由に働いていない約300万人に上る女性の希望の実現が図られる。また、責任ある地位での活躍を希望する女性の割合が高まり、女性の登用が促進される。

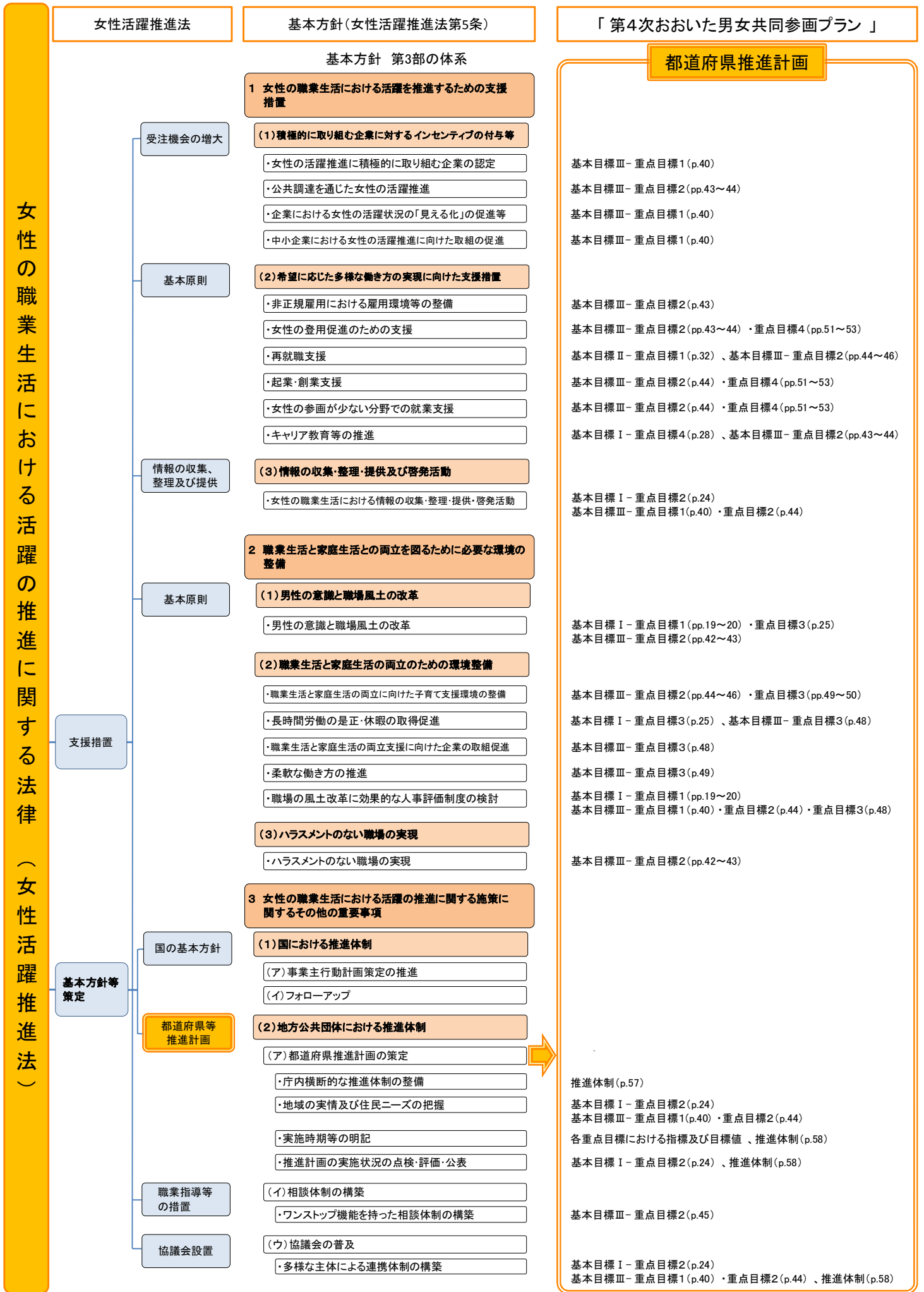
このように、働きたいという希望を持ちつつも働いていない女性や職場でステップアップしたいと希望する女性等、自らの意思によって働き又は働こうとする女性が、その思いを叶えることができる社会、ひいては、男女が共に、多様な生き方、働き方を実現でき、それにより、ゆとりがある豊かで活力あふれる、生産性が高く持続可能な社会の実現を図る。

(3) 都道府県推進計画

女性活躍推進法第6条第1項では「都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。」としています。

本県ではこの「都道府県推進計画」の策定については、国の基本方針の考え方及び事業体系を勘案しながら、「第4次おおいた男女共同参画プラン」と一体のものとして策定します。

国の基本方針の事業体系と、「第4次おおいた男女共同参画プラン」での反映状況を表すと次ページのとおりとなります。



< 資料編 目次 >

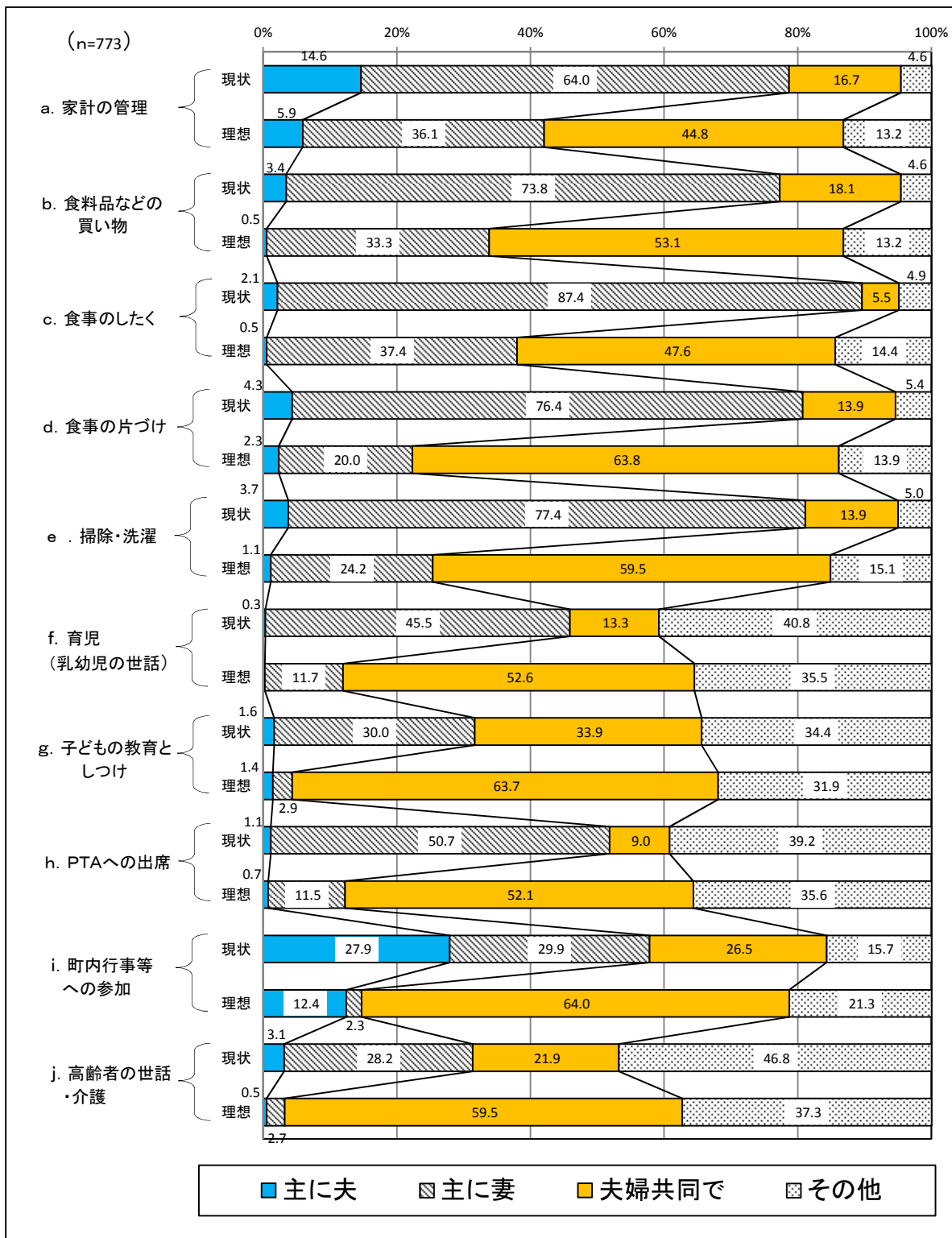
(1) 男女共同参画に関連するデータ	62
(2) 計画の策定経過	67
(3) 大分県男女共同参画審議会 委員名簿	68
(4) 大分県男女共同参画推進本部設置規程	69
(5) 第4次おおいた男女共同参画プラン 主な取組別担当課・室一覧	71
(6) 大分県男女共同参画推進条例	73
(7) 男女共同参画社会基本法	77
(8) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	81

(1) 男女共同参画に関連するデータ

図1 家庭における夫婦の役割分担

家庭での役割分担の現状をみると、『子どもの教育としつけ』で、「夫婦共同で」の回答が33.9%と最も多いほかは、いずれの項目でも「主に妻」の回答が最も多く、女性の家事負担が大きい現状がみられる。

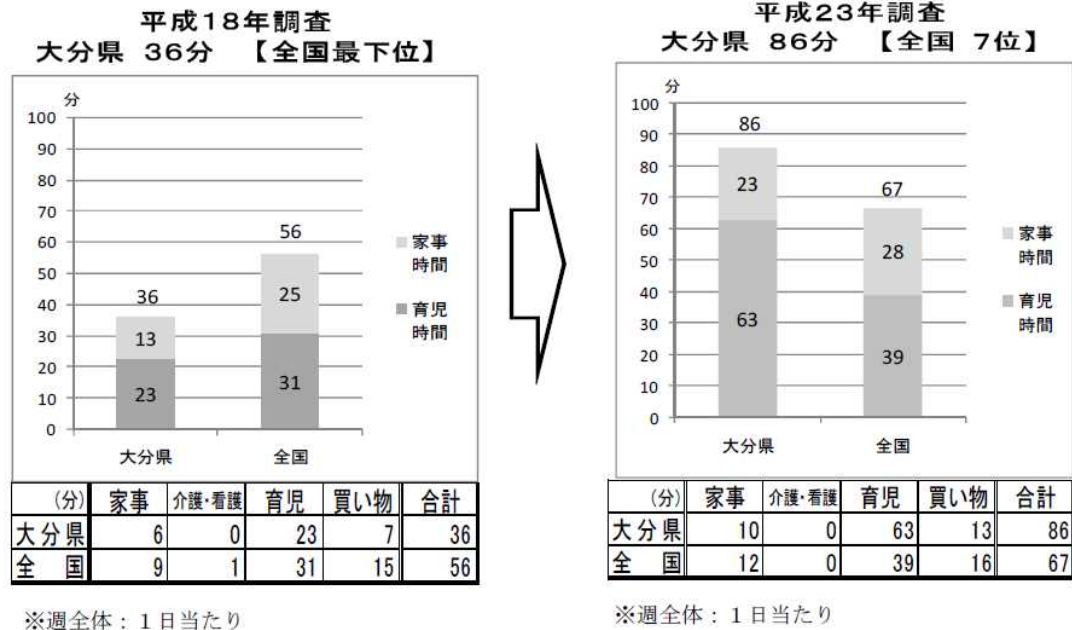
理想をみると、いずれの項目でも「夫婦で共同」の回答が最も多く、現実と理想に大きな差がある。



出典：平成26年度 男女共同参画社会づくりのための意識調査（大分県）

図2 6歳未満の子どもを持つ男性の家事・育児関連時間

「6歳未満の子どもを持つ男性の家事・育児関連時間」について、平成18年度においては、全国最下位であったが、平成23年度調査では全国7位となっている。



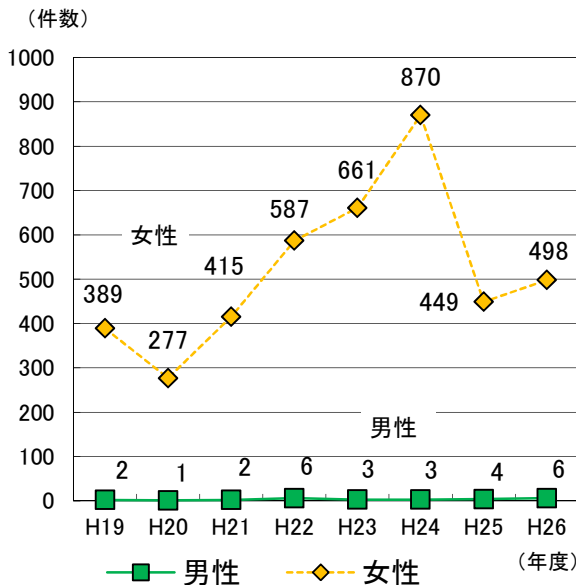
出典：平成23年 総務省 社会生活基本調査

図3 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数の推移

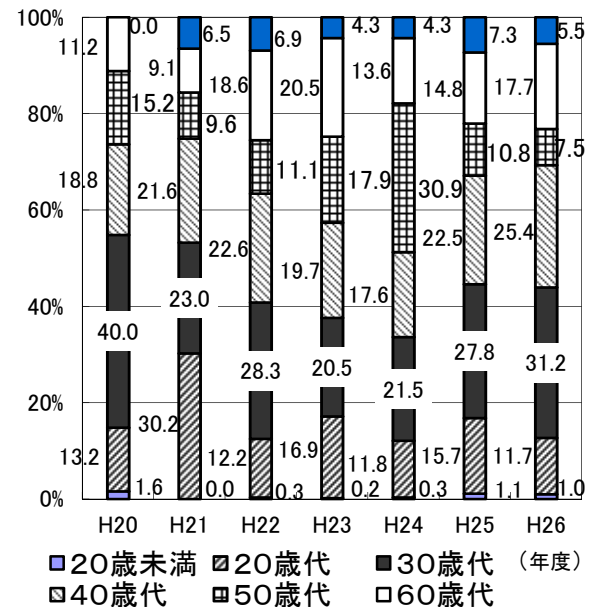
配偶者暴力相談支援センターにおける平成26年度の相談件数は504件と前年度より増加した。また、年齢構成別に見ると、30歳代が31.2%、40歳代が25.4%、60歳代が17.7%の順で相談が多かった。

※ 配偶者暴力相談支援センター
大分県婦人相談所：平成14年4月開設
大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）：平成21年8月開設

① 相談件数の推移



② 相談者の年齢構成

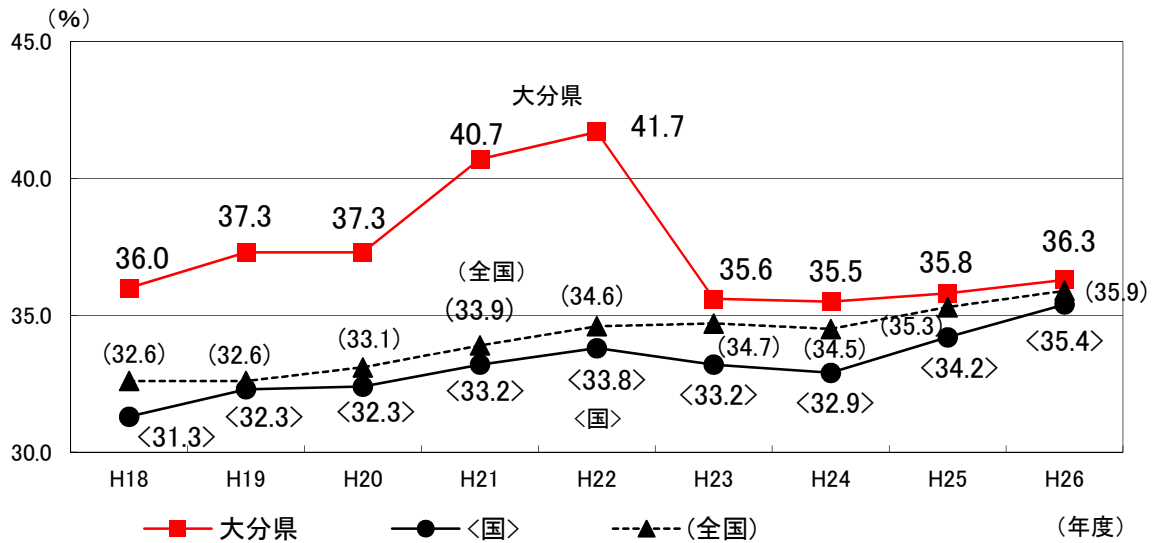


出典：平成27年度 県調べ

図4 国・大分県の審議会における女性委員の割合の推移

① 平成26年度の県の審議会等の委員総数1,996人のうち、女性委員は725人で、女性委員の占める割合は36.3%であった。

※ 平成22年度までは全庁的管理の審議会のみ、平成23年度以降は全審議会を対象とした。



出典：国 平成26年度 内閣府 国の審議会等における女性委員の参画状況調べ

全国・大分県 平成27年度 内閣府 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

② 平成26年度において、県の全審議会等117のうち、女性委員が4割以上の審議会等は62で、女性委員が4割以上の審議会等の全体に占める割合は53.0%であった。

平成25年度の実績と比較して4.3%上昇した。

女性委員の割合が4割以上の県の審議会等の全体に占める割合の推移

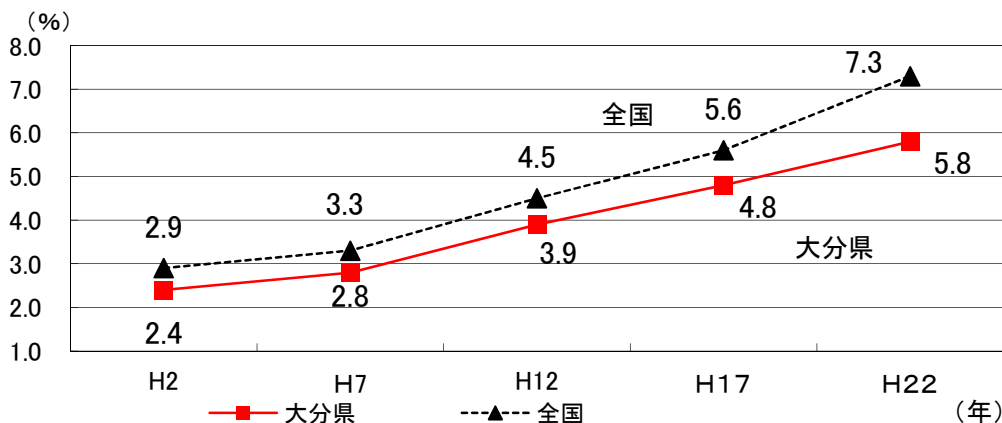
年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
割合(%)	22.5	33.7	31.5	35.3	42.6	47.9	52.9	49.6	48.7	53.0

出典：平成26年度 県調べ

図5 雇用者のうち管理的職業従事者に占める女性の割合の推移

本県において昭和60年以降の雇用者のうち管理的職業従事者に占める女性の割合は上昇傾向にあり、平成22年には5.8%となっている。

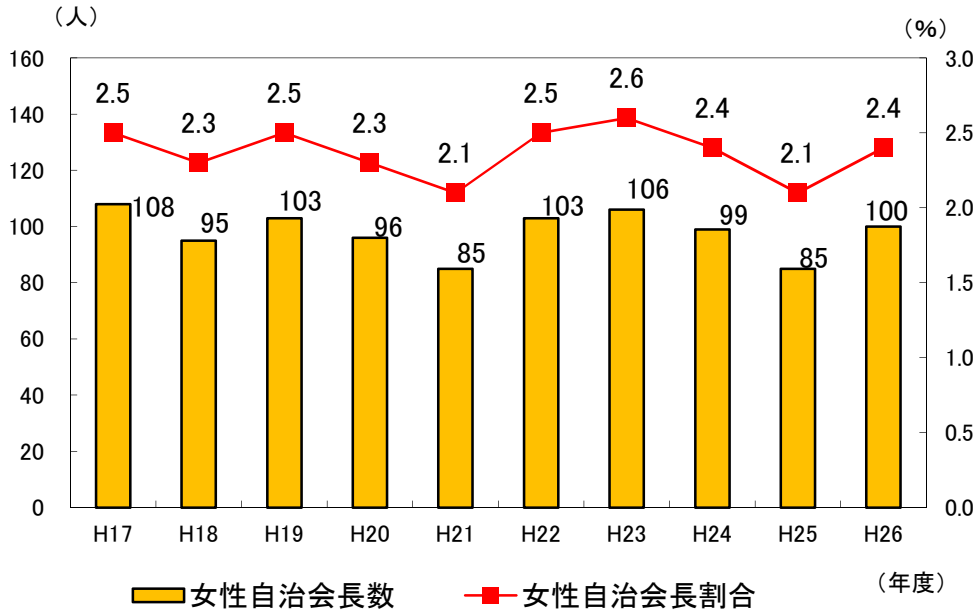
※ 管理的職業従事者とは、事業経営方針の決定、経営方針に基づく執行関係の樹立、作業の監督・統制など、専ら経営体の全般又は課(課相当を含む)以上の内部組織の経営管理に従事するもの。国・地方公共団体の各機関の公選された公務員も含まれる。



出典：平成22年 総務省 国勢調査

図6 市町村における女性自治会長の人数・割合の推移

平成26年度の女性自治会長の数は昨年度に対して15人増加し、その割合は2.4%であった。全国平均は4.9%であり、県内における女性の自治会活動への参加率は低い状況にある。(平成27年4月1日現在)

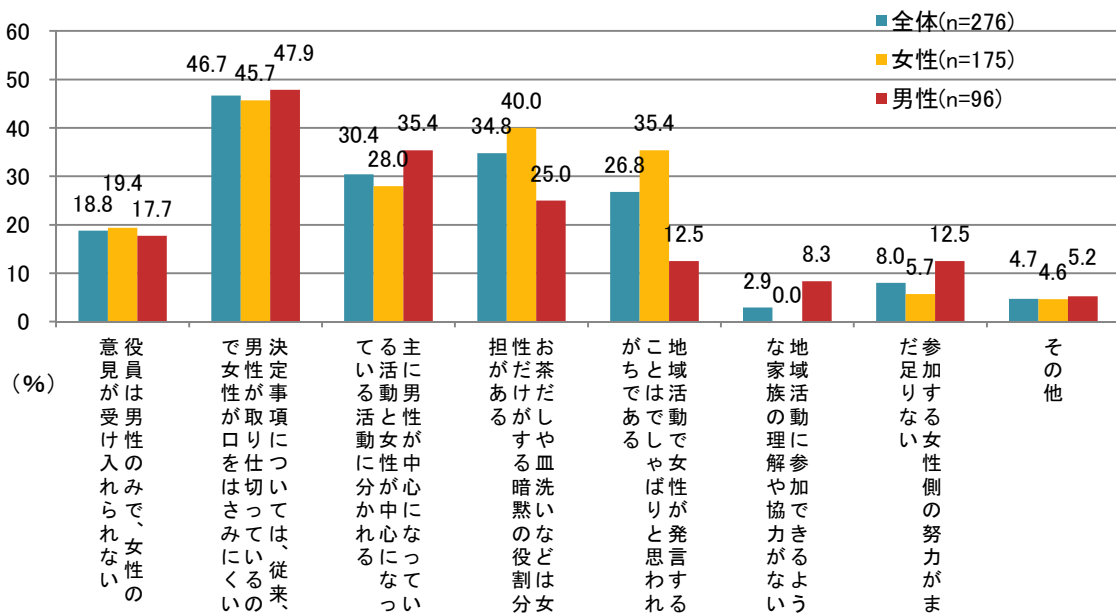


出典：平成27年度 内閣府 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

図7 地域活動の中で女性が活動しにくい雰囲気や状況の理由

全体では、「決定事項については、従来、男性が取り仕切っているのが女性にとっては口をはさみにくい」が46.7%と最も高い。

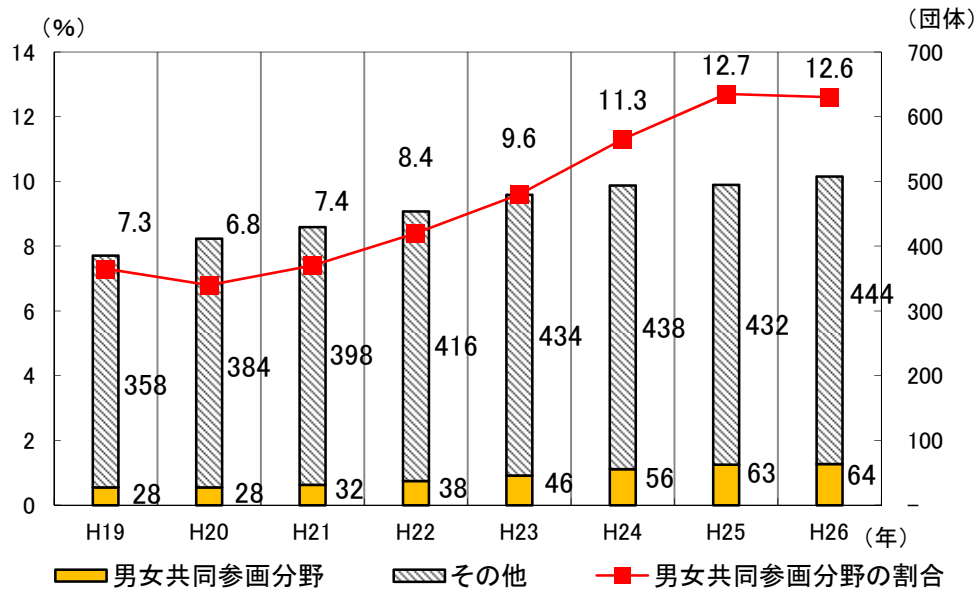
性別では、女性は男性に比べて「地域の活動で女性が発言することはでしゃばりと思われがちである」(女性35.4%、男性12.5%)の割合が高く、男性では「主に男性が中心になっている活動と女性が中心になっている活動に分かれている」(男性35.4%、女性28.0%)の割合が高い。



出典：平成26年度 男女共同参画社会づくりのための意識調査 (大分県)

図8 「男女共同参画」を活動分野としているNPO法人数の推移

男女共同参画社会の形成の促進を図る活動を行うNPO法人の割合は、平成20年度を境に増加に転じている。平成26年度末現在では、認定法人508の内12.6%の64法人になっている。

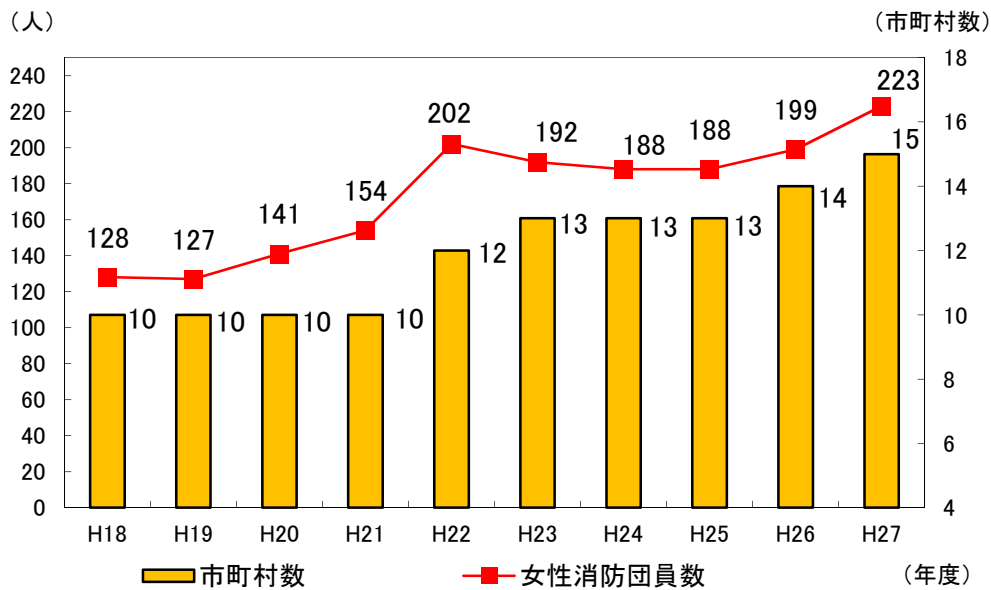


出典：平成26年度 県調べ

図9 女性消防団員数と女性消防団員がいる市町村数の推移

平成27年4月1日現在における県下の消防団員数15,522人のうち、女性消防団員数は223人で、女性比率は1.44%となっている。また、女性消防団員のいる市町村数は15市町村である。

平成27年4月1日現在の消防吏員数1,590人のうち、男性1,573人、女性17人(1.07%)となっている。



出典：平成27年度 県調べ

(2) 計画の策定経過

時 期	会 議 等	内 容
平成 27 年 2 月 5 日	平成 26 年度 第 2 回 男女共同参画審議会	知事からの諮問
4 月 8 日	第 1 回 ワーキンググループ会議	前計画の検証、 骨子案の検討
4 月 23 日	平成 27 年度 第 1 回 男女共同参画審議会	前計画の検証、 骨子案の審議
5 月 22 日	第 2 回 ワーキンググループ会議	骨子案の検討
6 月 4 日	男女共同参画推進本部幹事会	骨子案の検討
6 月 26 日	平成 27 年度 第 2 回 男女共同参画審議会	骨子案の審議
7 月 31 日	平成 27 年 第 2 回 定例県議会 福祉保健生活環境委員会	報告
8 月 3 日	男女共同参画推進本部会議	骨子案の検討
9 月 3 日	第 3 回 ワーキンググループ会議	素案の検討
9 月 18 日	平成 27 年度 第 3 回 男女共同参画審議会	素案の審議
10 月 2 日	平成 27 年 第 3 回 定例県議会 福祉保健生活環境委員会	報告
10 月 7 日	男女共同参画推進本部幹事会	素案の検討
10 月 28 日 ↓ 11 月 27 日	} 県民意見募集（パブリックコメント）の実施	
12 月 1 日		平成 27 年度 第 4 回 男女共同参画審議会
12 月 11 日	平成 27 年 第 4 回 定例県議会 福祉保健生活環境委員会	報告
平成 28 年 1 月 22 日	男女共同参画審議会から知事への答申	知事への答申
1 月 27 日	男女共同参画推進本部幹事会	案の検討
2 月 2 日	男女共同参画推進本部会議	案の検討
2 月 24 日	平成 28 年 第 1 回 定例県議会	議案提出
3 月 18 日	平成 28 年 第 1 回 定例県議会 福祉保健生活環境委員会	議案審議
3 月 25 日	平成 28 年 第 1 回 定例県議会	議案可決

(3) 大分県男女共同参画審議会 委員名簿

氏名	役職
アオヤマ リュウジ 青山 龍志	株式会社日豊ケアサービス代表取締役
アベ シツコ 安部 志津子	大分県地域婦人団体連合会副会長
イイダ ユミ 飯田 裕美	株式会社アドコンセプト代表取締役
イノウエ マサミ 井上 昌美	大分大学産学官連携推進機構准教授
○ イワサキ ミキ 岩崎 美紀	中小企業診断士
エクマ タカノリ 江隈 孝徳	連合大分副事務局長
オオクボ カズノリ 大久保 和則	人権啓発講師 株式会社NTTビジネスアソシエ西日本 大分事業所
オオモリ カツマ 大森 克磨	弁護士
オノ マキコ 小野 万亀子	公募委員（会社員）
キムラ トクヨ 木村 徳代	大分商工会議所女性会理事
クワシロ ユリコ 桑代 百合子	NHK大分放送局局長
コテガワ マサハル 古手川 正治	県議会福祉保健生活環境委員会委員長
シノハラ タケン 篠原 丈司	社会保険労務士 おおいたパパクラブ会員
タサキ ケイゾウ 田崎 啓三	大分合同新聞社報道部長
ノガミ アツコ 野上 亜津子	公募委員（会社員）
フジモト キョウコ 藤本 京子	有限会社夢咲茶屋代表取締役
フジワラ ミキヒロ 藤原 幹大	大分労働局雇用均等室長
マツウラ ケイコ 松浦 恵子	大分大学男女共同参画推進室長 大分大学医学部生物学 教授
ミゾグチ ジュンコ 溝口 純子	部落解放同盟大分県連合会女性部
◎ ヤマサキ キョオ 山崎 清男	大分大学教育福祉学部教授

◎ 会長、○ 副会長

(五十音順、敬称略)

(4) 大分県男女共同参画推進本部設置規程

大分県男女共同参画推進本部設置規程

(平成18年4月1日大分県訓令甲第18号／大分県議会訓令第2号／大分県教育委員会訓令甲第14号／大分県人事委員会訓令第3号／大分県労働委員会訓令第2号／大分県監査委員訓令第3号／大分県警察本部訓令甲第19号／大分県企業局訓令第5号／大分県病院局訓令第8号)

(設置)

第一条 男女共同参画に関する施策について、総合的かつ効果的な対策を推進するため、大分県男女共同参画推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第二条 本部は、次の事項を所掌する。

- 一 男女共同参画に関する施策の総合的企画に関すること。
- 二 男女共同参画に関する施策の効果的推進に関すること。
- 三 男女共同参画に関する施策の総合調整に関すること。
- 四 その他男女共同参画に関する重要な事項

(組織)

第三条 本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第一に掲げる者をもって充てる。

(職務)

第四条 本部長は、本部の事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 本部の会議は、必要に応じ本部長が招集し、本部長が議長となる。

(幹事会)

第六条 本部に、本部の付議事項について協議するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事で組織し、幹事長及び幹事は、別表第二に掲げる者をもって充てる。
- 3 幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

(庶務)

第七条 本部の庶務は、生活環境部において処理する。

(雑則)

第八条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、公示の日から施行する。
(大分県男女共同参画推進本部設置規程の廃止)

2 大分県男女共同参画推進本部設置規程(平成13年大分県訓令甲第12号／大分県議会訓令第1号／大分県人事委員会訓令第2号／大分県地方労働委員会訓令第4号／大分県監査委員訓令第2号／大分県企業局訓令第1号／大分県教育委員会訓令甲第5号／大分県警察本部訓令甲第7号)は、廃止する。

附則(平成19年大分県訓令甲第32号等)

この訓令は、公示の日から施行する。

附則(平成21年大分県訓令甲第25号等)

この訓令は、公示の日から施行する。

附則(平成22年大分県訓令甲第13号等)

この訓令は、公示の日から施行する。

附則(平成23年大分県訓令甲第12号等)

この訓令は、公示の日から施行する。

別表第一（第三条関係）

総務部長
企画振興部長
福祉保健部長
生活環境部長
商工労働部長
農林水産部長
土木建築部長
会計管理局長
議会事務局長
教育長
人事委員会事務局長
労働委員会事務局長
監査事務局長
警察本部長
企業局長
病院局長

別表第二（第六条関係）

幹事長
生活環境部審議監
幹事
総務部行政企画課長
企画振興部政策企画課長
福祉保健部福祉保健企画課長
生活環境部生活環境企画課長
商工労働部商工労働企画課長
農林水産部農林水産企画課長
土木建築部土木建築企画課長
会計管理局会計課長
議会事務局総務課長
教育庁教育改革・企画課長
人事委員会事務局公務員課長
労働委員会事務局調整審査課長
監査事務局第一課長
警察本部警務課長
企業局総務課長
病院局大分県立病院事務局総務経営課長

(5) 第4次おおいた男女共同参画プラン 主な取組別担当課・室一覧

総合目標		男女共同参画社会の実現													
基本目標	重点目標	主な取組	総務部		企画振興部			福祉保健部							
			市町村振興課	広報広聴課	観光・地域振興課	地域活力応援室	地域福祉推進室	医療政策課	業務室	健康対策課	高齢者福祉課	こども子育て支援課	障害福祉課		
I 男女共同参画に向けた意識改革	1 男女の平等と人権を守る環境づくり	(1) 家庭・地域・働く場における固定的な性別役割分担の是正													
		(2) メディアにおける女性の人権の尊重													
		(3) 貧困、高齢、障がい等により困難を抱えた人の人権尊重の意識の浸透		○			○					○	○	○	
		(4) 国際的取組への協調													
	2 男女共同参画の視点に立った意識改革と社会制度・慣行の見直し	(1) 全県的な広がりを持った広報・啓発の充実・強化												○	
		(2) 家庭・地域・働く場における社会制度・慣行の見直し													
		(3) 男女共同参画にかかる調査の実施、情報の収集・整備・提供													
	3 男性の家事・育児・介護等への参画促進	(1) 長時間労働などの働き方の見直し													
		(2) 家庭における男性の参画促進												○	
		(3) 地域社会における男性の参画促進													
	4 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	(1) 男女平等を推進する教育・学習の充実													
		(2) 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実													
(3) 学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大															
II 男女が安心できる生活の確保	1 生涯を通じた健康支援	(1) 生涯を通じた男女の健康の増進										○		○	
		(2) 妊娠・出産等に関する健康支援										○			
		(3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進								○	○				
		(4) 医療分野における女性の参画の拡大							○						
	2 ドメスティック・バイオレンス(DV)、性犯罪等の被害者の支援	(1) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進												○	
		(2) 性犯罪、ストーカー行為等への対策の推進												○	
		(3) 売買春への対策の推進												○	
	3 女性に対する暴力の予防啓発	(1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり													
		(2) 子どもに対する性的な暴力等の根絶に向けた対策の推進												○	
		(3) メディアにおける性・暴力表現への対応													
	III 女性の活躍の推進	1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	(1) 審議会等への女性の参画促進												
			(2) 役職・管理職等への女性の登用促進												
(3) 男女共同参画を担う人材育成															
2 雇用等の分野における男女共同参画の推進		(1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保												○	
		(2) 非正規雇用における雇用環境の整備													
		(3) ポジティブ・アクションの推進													
		(4) 女性の能力発揮促進ための支援													
		(5) 女性の就業継続、再就職のための支援												○	
3 ワーク・ライフ・バランスの推進		(1) 長時間労働の抑制等の推進													
		(2) 多様で柔軟な働き方の推進													
		(3) 男性の子育てや介護等への参画の促進											○	○	
4 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進		(1) 意識改革と政策・方針決定過程への女性の参画拡大													
	(2) 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備						○								
	(3) 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり						○								
5 男女が共に支える地域づくりの推進	(1) 地域における男女共同参画の推進		○												
	(2) 地域おこし・まちづくり・観光分野における男女共同参画の推進			○											
	(3) 防災・災害復興分野における男女共同参画の推進														
	(4) 環境分野における男女共同参画の推進														
推進体制	(1) 県の推進体制														
	(2) 消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)の機能強化														
	(3) 市町村の推進体制の整備促進														
	(4) 国・関係機関・NPO・企業等との連携・協働														
	(5) 計画の進行管理														

(6) 大分県男女共同参画推進条例

大分県男女共同参画推進条例

平成十四年三月二十九日大分県条例第二十三号

改正 平成二十一年三月三十日大分県条例第二十条

目次

前文

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第九条—第十九条)

第三章 大分県男女共同参画審議会(第二十条—第二十三条)

第四章 雑則(第二十四条)

附則

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法にうたわれており、県では、これまでの国際社会や国内の動向を踏まえ、男女平等の実現に向けて、県民一体となって取り組んできたところである。

しかしながら、現実には、女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会制度又は慣行が依然として存在しており、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

こうした状況の中で、少子高齢化や国際化など社会経済情勢の急激な進展に対応し、活力ある豊かな社会を築くためにも、社会のあらゆる分野で男女が対等にその個性と能力を遺憾なく発揮できる環境づくりが重要である。

ここに、私たち県民は、性別にかかわらず、男女がお互いの人権を尊重し、喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の実現を願い、大分の子供たちの未来のためにも、県、県民及び事業者が一体となって、男女共同参画社会の実現に向けた取組を力強く推進することを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女の平等を基礎とした男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に

政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

三 セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる性的な言動(以下この号において「性的な言動」という。)により個人の生活環境を害すること又は性的な言動に対する個人の対応に起因して当該個人に不利益を与えることをいう。

四 ドメスティック・バイオレンス 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び配偶

者であった者を含む。)間における暴力的行為(身体的又は精神的に苦痛を与える行為をいう。以下同じ)をいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、男女が相互の身体の特徴について理解し合うことにより、性と生殖に関する健康と権利を互いに認め合えるようにすることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善

措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に当たり、県民、事業者、市町村及び国と連携して取り組むものとする。

3 県は、第一項に規定する施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(県民の責務)

第五条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組み、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第七条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント又はドメスティック・バイオレンスその他の男女間における暴力的行為を行ってはならない。

(公衆に情報を表示する場合の配慮)

第八条 何人も、公衆に情報を表示する場合は、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント又はドメスティック・バイオレンスその他の男女間における暴力的行為を助長し、又は是認する表現を行わないよう努めなければならない。

第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第九条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定しなければならない。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 知事は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。

4 知事は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ、大分県男女共同参画審議会に諮問しなければならない。

5 知事は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第十一条 県は、広報活動等を通じて、基本理念に関する県民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(教育及び学習の充実)

第十二条 県は、学校教育、社会教育その他の教育の分野において、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第十三条 県は、家族を構成する男女が共に家庭生活における活動とその他の活動とを両立して行うことができるように、情報

の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第十四条 県は、法令等により設置された委員並びに委員会、審議会及びこれらに準ずるものの構成員の選任に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るよう努めるものとする。

2 県は、市町村における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会が確保されるように、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(県民等からの意見等の申出)

第十五条 知事は、県民及び事業者(以下「県民等」という。)から、男女共同参画の推進に必要と認められる意見等の申出があった場合は、適切な処理に努めるものとする。

(調査研究)

第十六条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(市町村及び民間の団体に対する支援)

第十七条 県は、市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の報告)

第十八条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、その事業活動における男女共同参画の推進状況について報告を求めることができる。

(年次報告等)

第十九条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況についての報告書を作成し、これを公表するものとする。

第三章 大分県男女共同参画審議会

(大分県男女共同参画審議会)

第二十条 次に掲げる事務を行うため、大分県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 一 第九条第四項の規定により諮問された事項について調査審議すること。
- 二 第二十二條第一項の規定による県民等からの申出を処理すること。
- 三 男女共同参画の推進に関する重要な事項について、知事の諮問に応じて答申し、及び知事に建議すること。

(組織及び委員)

第二十一条 審議会は、知事が任命する委員二十人以内をもって組織する。

- 2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(審議会に対する苦情等の申出)

第二十二条 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に係る苦情又は性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に係る相談を審議会に申し出ることができる。

- 2 審議会は、前項の規定による苦情の申出があった場合は、必要に応じて、県の機関に対し、説明又は県が保存する関係書類その他の記録の閲覧若しくはその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるよう助言、指導、勧告等を行うものとする。
- 3 審議会は、第一項の規定による相談の申出があった場合は、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で説明又は関係書類その他の記録の閲覧若しくはその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。
- 4 審議会は、前二項の規定により県民等からの申出を処理した場合は、当該申出に係る処理の経過及び結果について、当該申出をした県民等に通知するものとする。

(男女共同参画苦情処理委員)

第二十三条 審議会に、前条第一項の規定に

よる県民等からの申出に係る事項を専門的に調査させ、又は処理させるため、男女共同参画苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)を置く。

- 2 苦情処理委員は、規則で定める場合には、前条第二項から第四項までの規定にかかわらず、同条第二項から第四項までに規定する審議会の権限に属する事務を処理するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。
- 3 苦情処理委員は、前項の規定により県民等からの申出を処理した場合は、次の審議会の会議において報告するものとする。

第四章 雑則

(委任)

第二十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第十五条及び第三章の規定は、平成十四年六月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)第十四条第一項の規定により定められている男女共同参画計画は、第九条第一項の規定により策定された男女共同参画計画とみなす。

附則(平成二十一年条例第二十号)

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(7) 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会基本法

平成十一年六月二十三日法律第七十八号

改正 平成十一年七月十六日法律第二百二号

改正 平成十一年十二月二十二日法律第六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男

女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別

による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関す

る施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に

必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。
(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 略

附則(平成十一年七月十六日法律第百二号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則(平成十一年十二月二十二日法律第百六十号)抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

(8) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成二十七年九月四日法律第六十四号

目次

第一章 総則（第一条—第四条）
第二章 基本方針等（第五条・第六条）
第三章 事業主行動計画等
第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節 一般事業主行動計画（第八条—第十四条）
第三節 特定事業主行動計画（第十五条）
第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）
第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条—第二十五条）
第五章 雑則（第二十六条—第二十八条）
第六章 罰則（第二十九条—第三十四条）
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び

雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために

必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍

- の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主

(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したとき

は、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわ

しい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
 - 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
 - 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。
- 第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を

提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年

数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国

民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところによ

り、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定によ

る指示に従わなかった者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規

定する日後も、なおその効力を有する。

- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の二十五の次に次の一号を加える。

二十の二十六 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表に次のように加える。

平成三十八年三月三十一日	女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第五条第一項に規定するものをいう。)の策定及び推進に関すること。
--------------	--

第 4 次 おおいた男女共同参画プラン

平成 28 年 3 月 発行

問い合わせ先

大分県生活環境部県民生活・男女共同参画課

〒870-0037 大分県大分市東春日町 1 番 1 号

NS 大分ビル 1 階

電話 : 097-534-2039

FAX : 097-534-2057